

## 2 姫路駅周辺、鉄道駅周辺整備について



# 姫路駅周辺整備について

令和元年8月  
都市拠点整備本部

1

## 1. 基盤整備

- ・ 山陽本線等連続立体交差事業
- ・ 土地区画整理事業

## 2. 土地利用計画

- ・ エントランスゾーン
- ・ キャスティタウン(コアゾーン)

市街地が南北に分断、慢性的な交通渋滞



豆腐町踏切（遮断時間が半日以上）

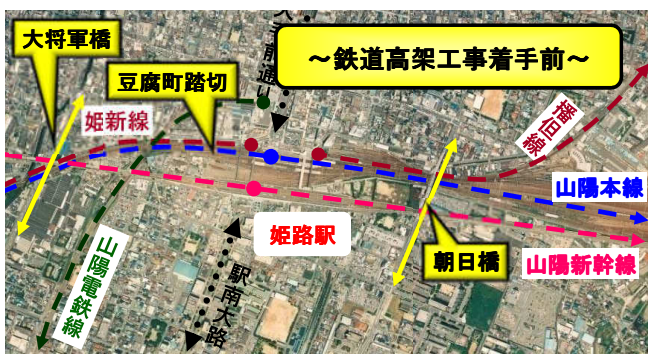


～鉄道高架工事 着手前～

朝日橋（慢性的な渋滞）



3



～鉄道高架工事着手前～

山陽本線等連続立体交差事業の概要

南北交通の円滑化と南北市街地の一体化

国鉄高架化基本構想  
昭和48年7月

山陽本線高架切替  
平成18年3月26日(日)

姫新・播但線高架切替  
平成20年12月22日(月)

連続立体交差事業完了  
平成23年3月

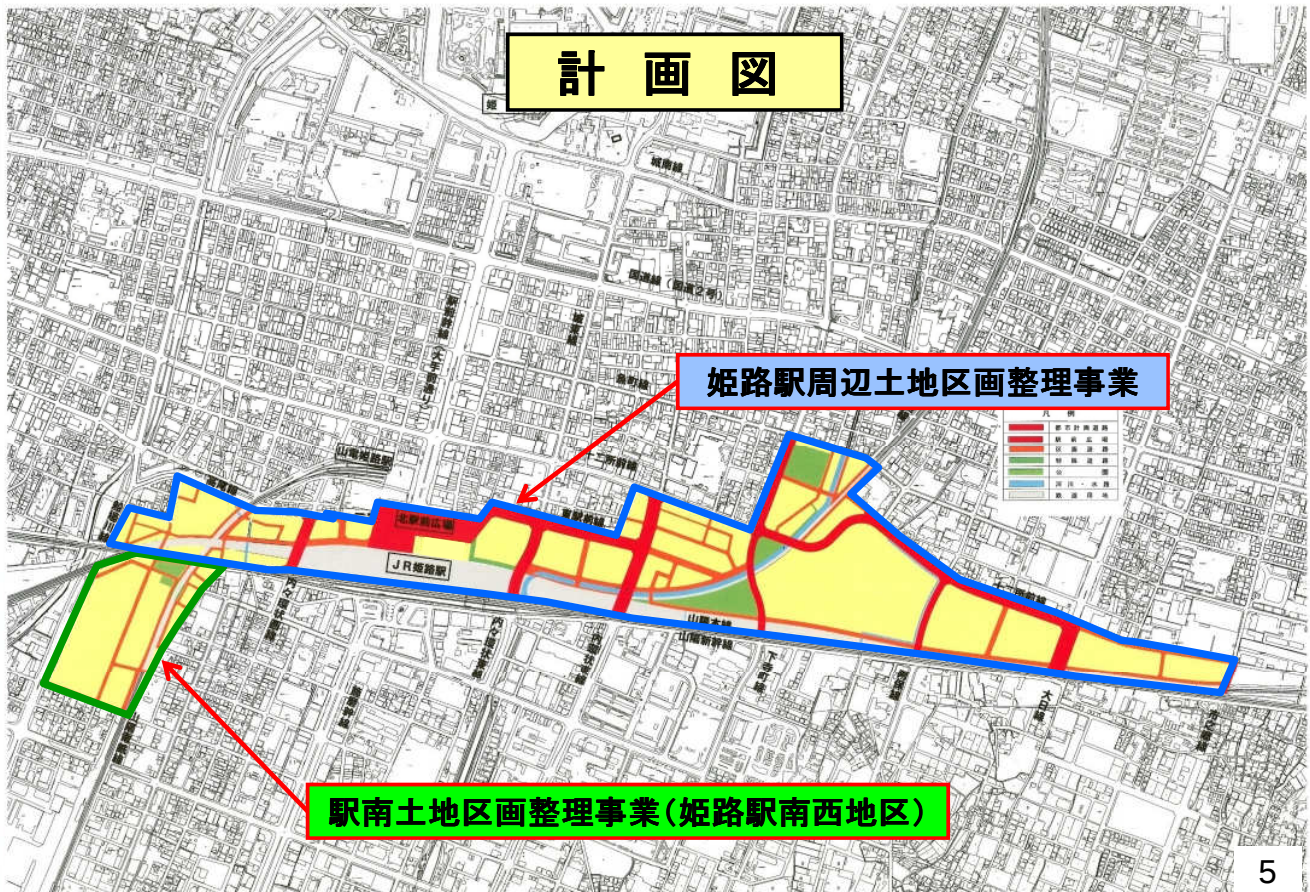


- 山陽本線、姫新線、播但線を合わせた6.6kmの高架化。7箇所の踏切を撤去  
連続立体交差事業〔県施行〕は平成22年度完了

事業概要(姫路駅周辺土地区画整理)  
施行面積 45.45ha  
施行期間 平成元年度～令和3年度  
総事業費 361億円

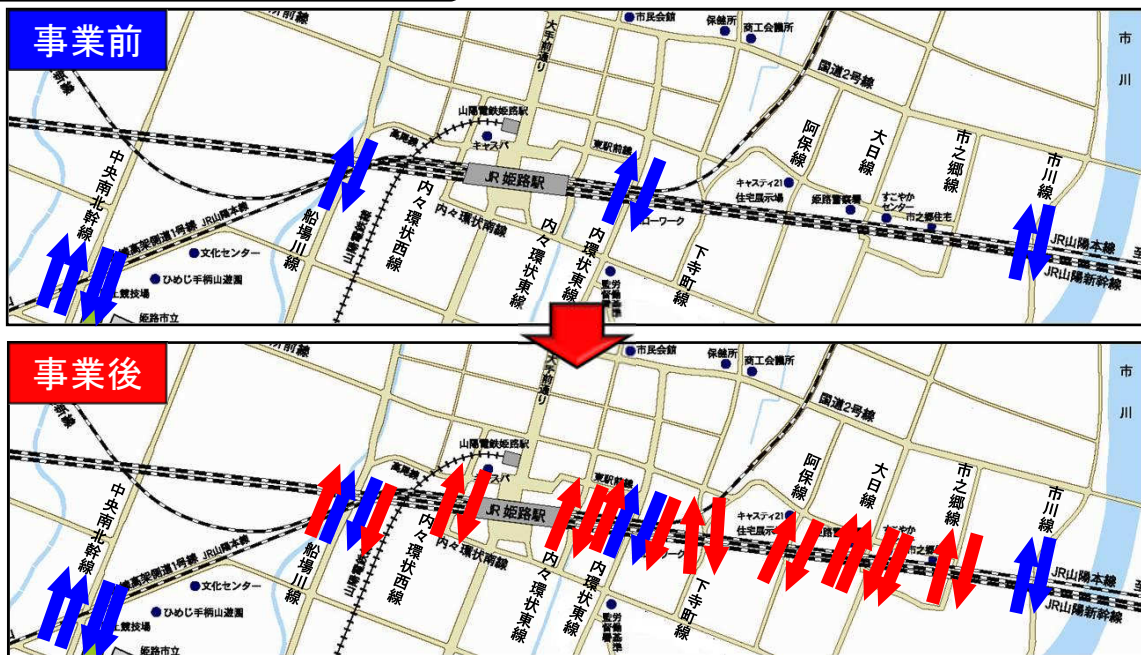
4

# 土地区画整理事業



5

## 南北市街地一体化の推進



南北を結ぶ都市計画道路

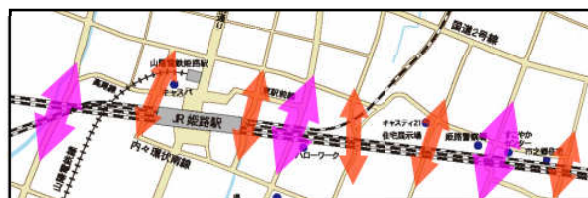
4本・10車線 から 10本・28車線 へ



6

## 南北市街地一体化の推進

### 内環状東線(旧朝日橋)



朝日橋南



現在

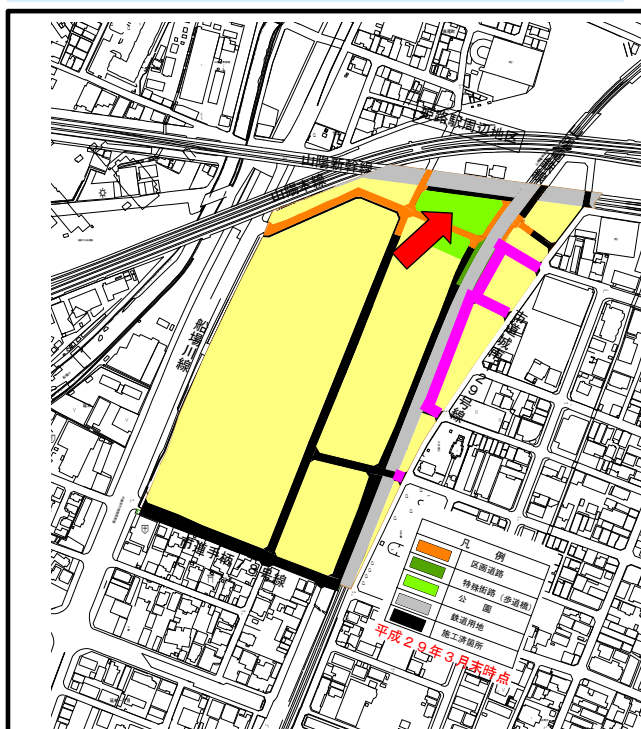


2車線 ⇒ 4車線 幅員30mへ !!

7

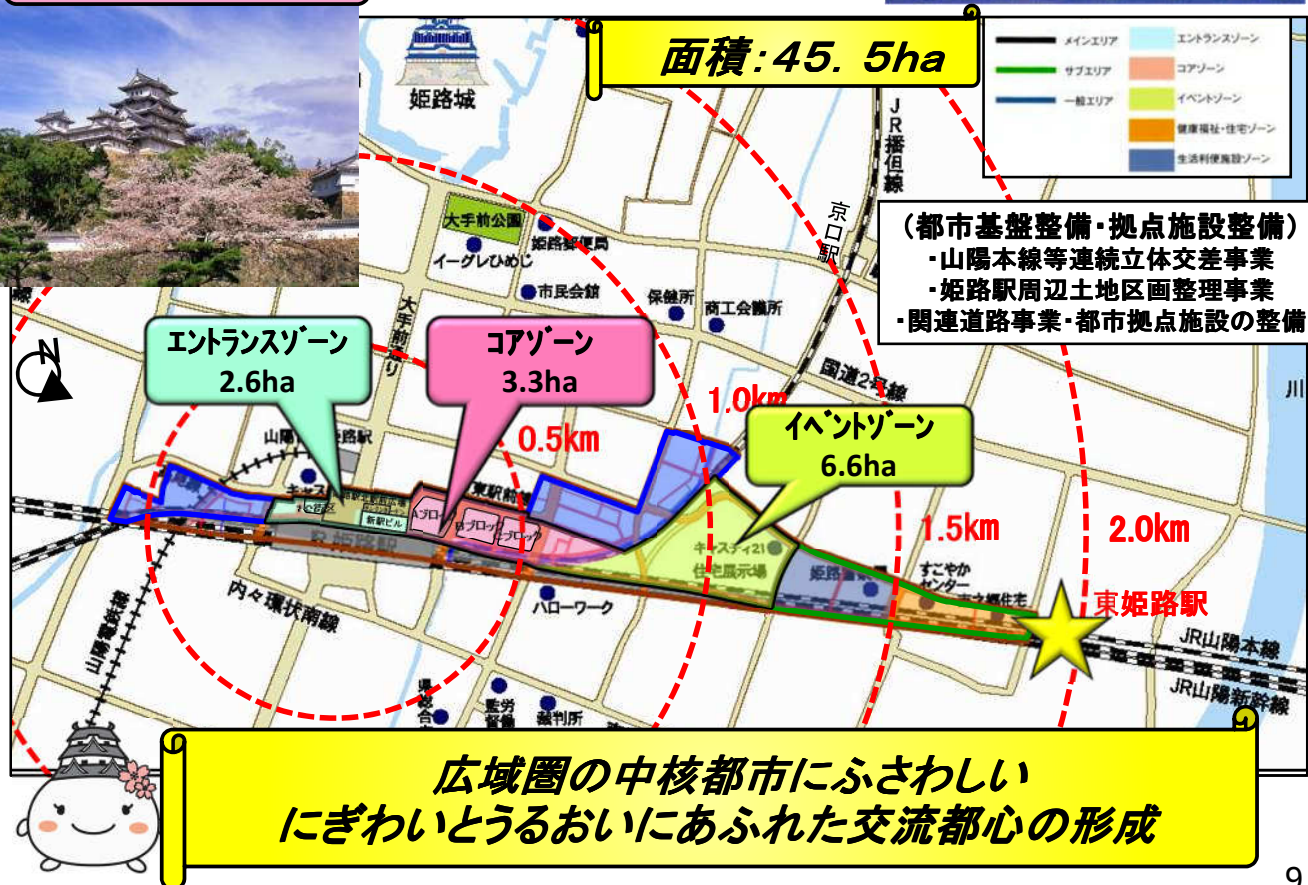
## 駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)

### 整備状況



南 ⇒ 北

8



姫路ターミナルスクエア  
(平成27年3月27日オープン)

「播磨の中核都市にふさわしい都市の顔」

**基本コンセプト:「城を望み、時を感じ人が交流するおもてなし広場」**



**JR新駅ビル(ピオレ姫路)**  
**平成25年4月30日オープン**





大手前通り（平成17年頃）



北駅前広場（平成15年頃）

駅ビルが駅前広場（キャッスルガーデン）に

にぎわい・くつろぎ・憩いの空間

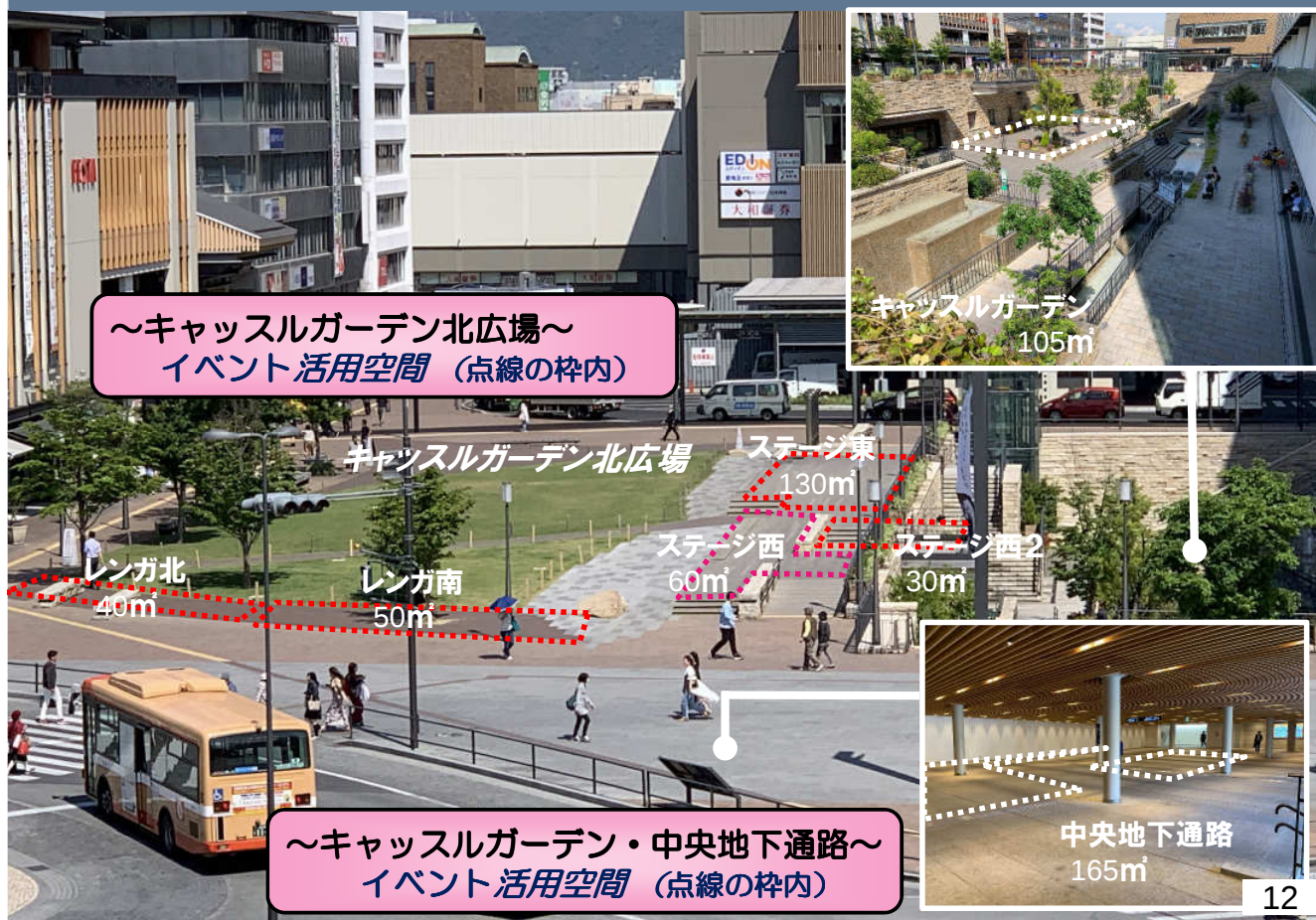
人が交流する広場



「城を望み、時を感じ人が交流するおもてなし広場」新しい玄関の誕生

11

## ～姫路駅北にぎわい交流広場のイベント使用～ 平成27年4月1日から



～キャッスルガーデン北広場～  
イベント活用空間（点線の枠内）

キャッスルガーデン  
105m

キャッスルガーデン北広場

ステージ東  
130m

ステージ西  
60m

ステージ西2  
30m

レンガ北  
40m

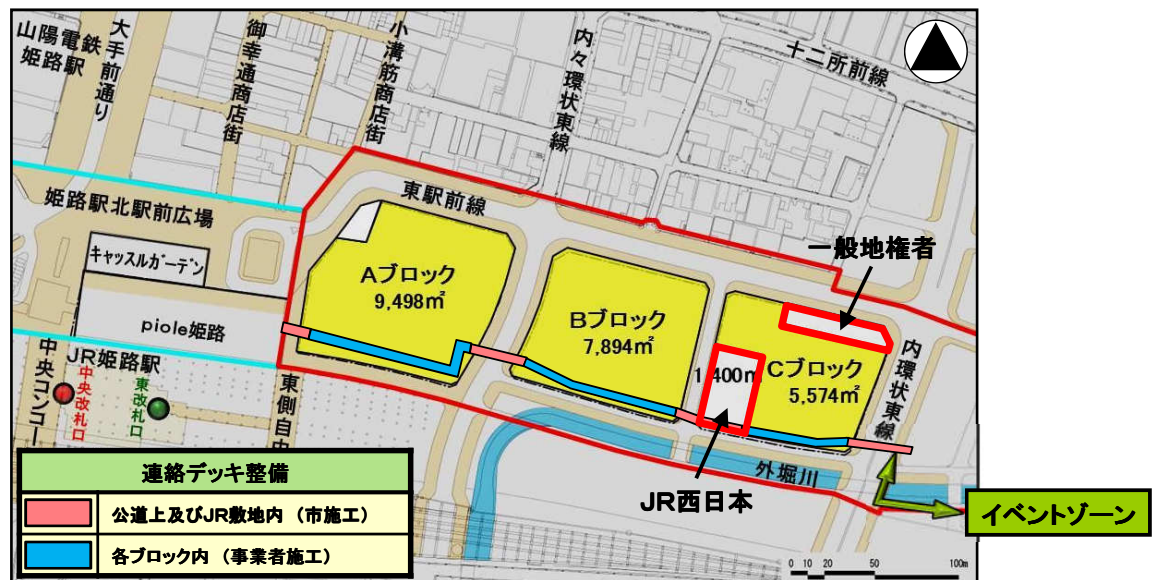
レンガ南  
50m

～キャッスルガーデン・中央地下通路～  
イベント活用空間（点線の枠内）

中央地下通路  
165m

12

## 開発用地の概要



|          | キャスティタウン(コアゾーン) |          |        |
|----------|-----------------|----------|--------|
|          | Aブロック           | Bブロック    | Cブロック  |
| 面 積      | 9,498㎡          | 7,894㎡   | 5,574㎡ |
| 用途地域     | 商業地域            |          |        |
| 容積率／建ぺい率 | 600%／80%        | 400%／80% |        |

13

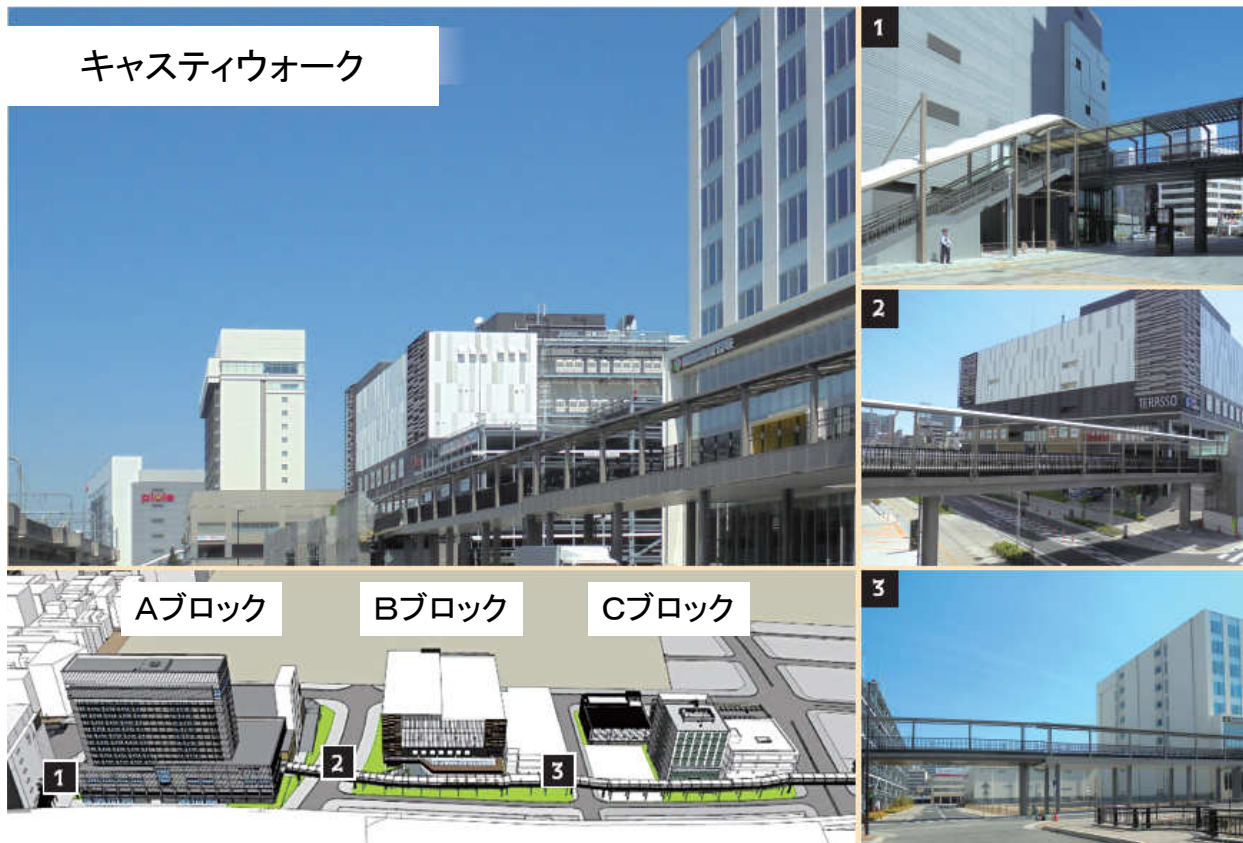
## キャスティタウン ー各施設ー



14

## キャスティウオーク ー歩行者デッキー

キャスティウオーク



15

### 3. 関連事業

- ・ 姫路駅南駅前広場

16

## 南駅前広場施設配置・整備目的

### 再整備前の施設規模

|         |     |         |     |
|---------|-----|---------|-----|
| タクシー乗降場 | 4台  | タクシー待機場 | 42台 |
| バス乗降場   | 4台  | バス待機場   | 10台 |
| 一般車乗降場  | 10台 | 一般車駐車場  | 35台 |



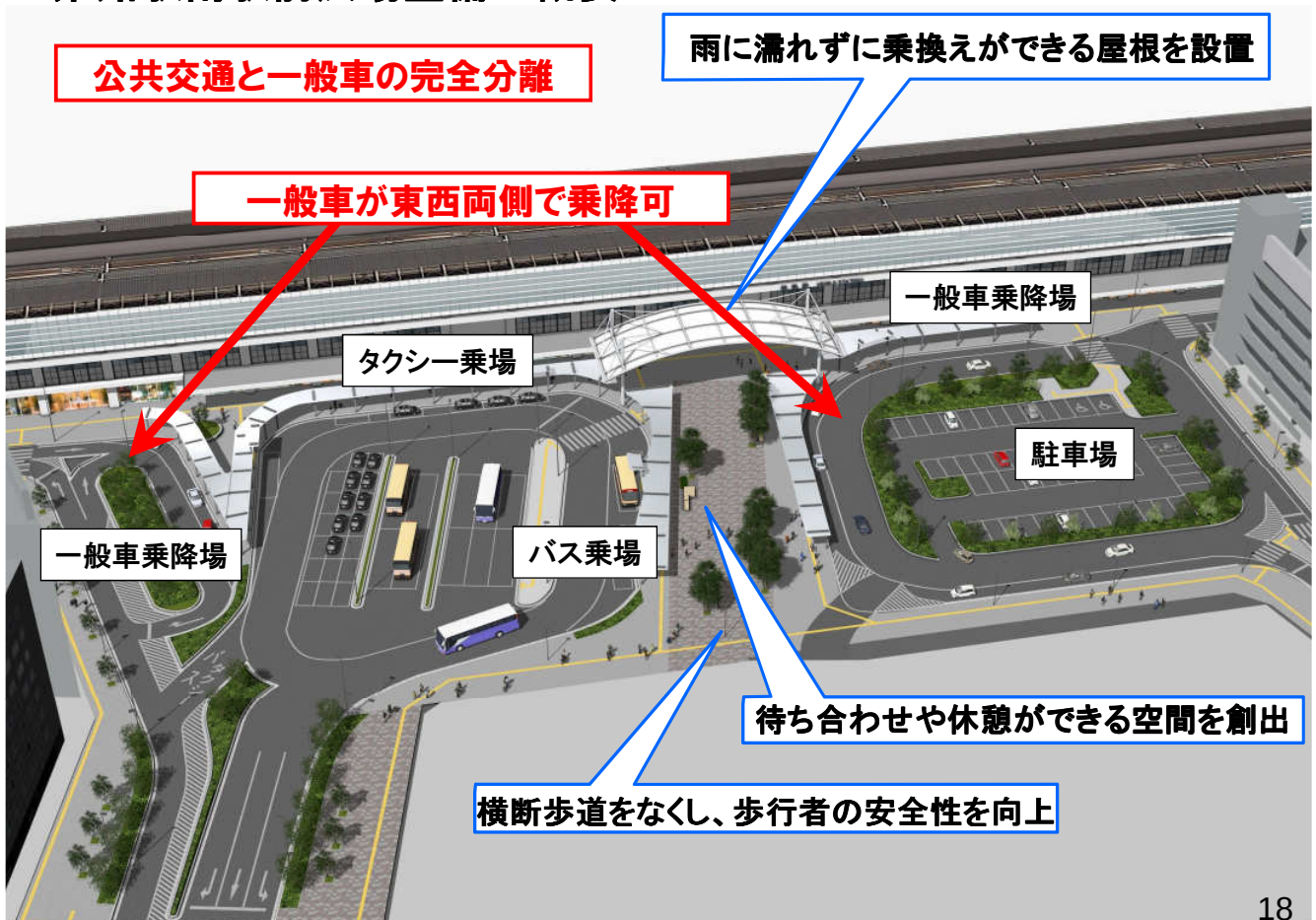
17

## 姫路駅南駅前広場整備の概要

公共交通と一般車の完全分離

雨に濡れずに乗換えができる屋根を設置

一般車が東西両側で乗降可



18

## 姫路駅南駅前広場 ～利用状況～



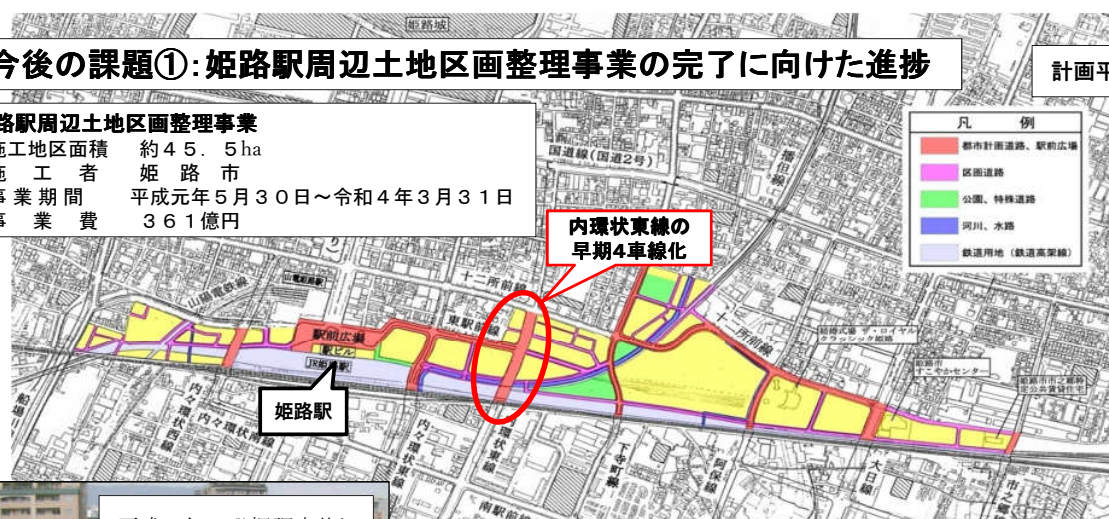
19

### 今後の課題①: 姫路駅周辺土地区画整理事業の完了に向けた進捗

計画平面図

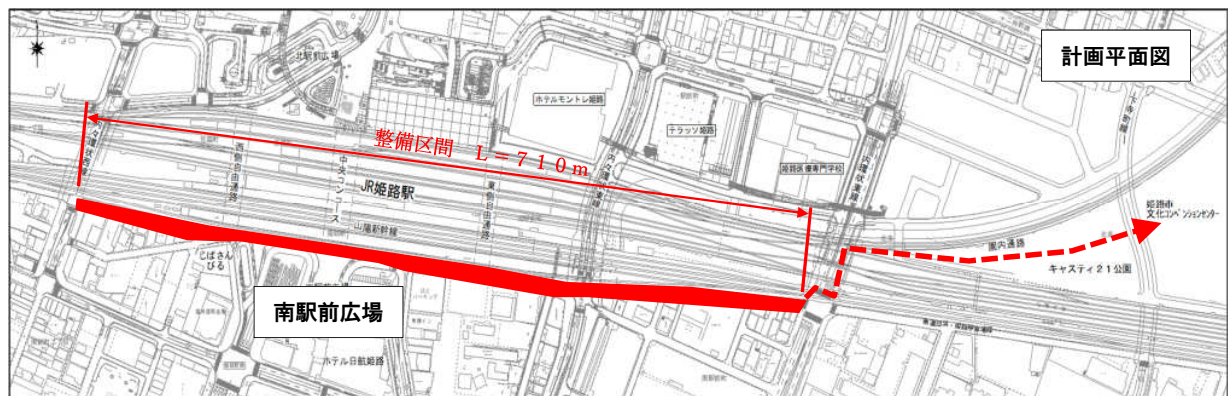
#### 姫路駅周辺土地区画整理事業

施工地区面積 約45.5ha  
 施工者 姫路市  
 事業期間 平成元年5月30日～令和4年3月31日  
 事業費 361億円



20

## 今後の課題②: 姫路駅南駅前広場周辺まちなみ整備事業



現状(駅東)



整備イメージ( JR山陽本線)



21

## 鉄道駅周辺整備について

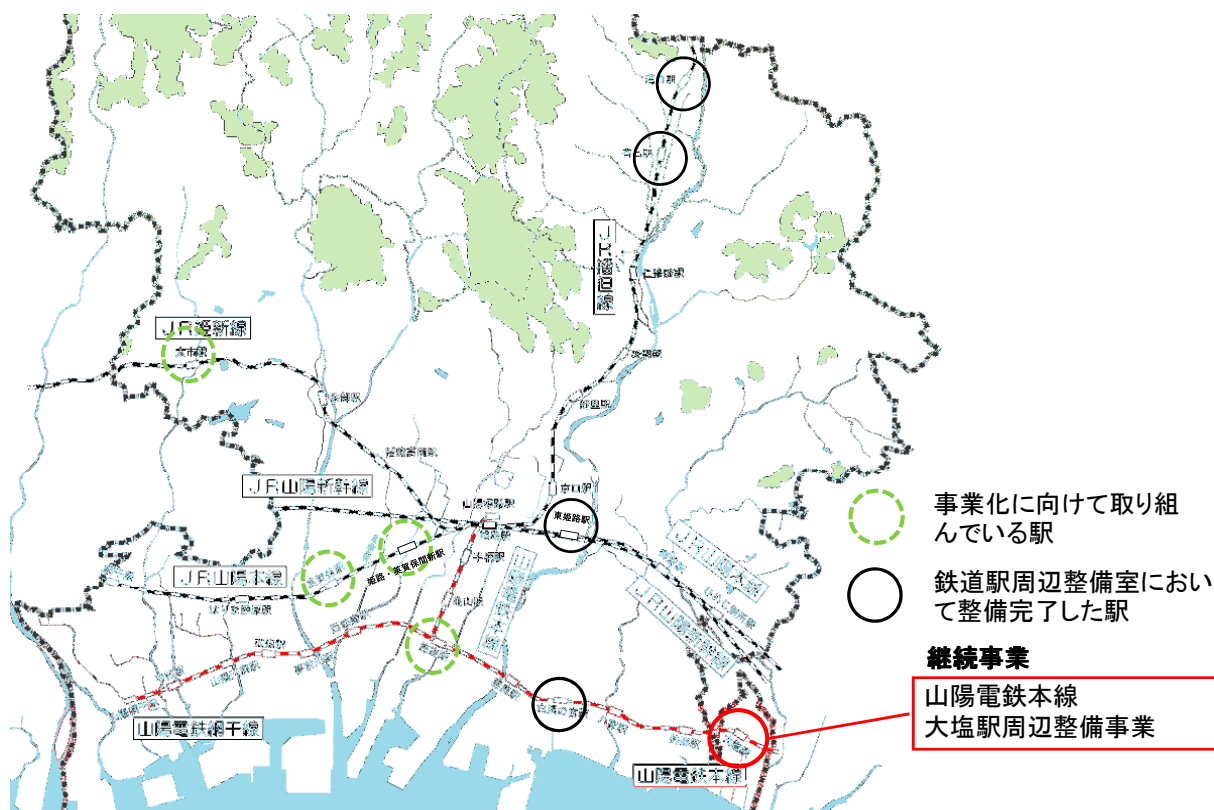
### 1. 事業中の駅

### 2. 事業化に向けて取り組んでいる駅

令和元年8月

都市拠点整備本部

# 令和元年度事業箇所図



23

## 1. 事業中の駅について(大塩駅)

### ○山陽電鉄大塩駅

2019年度から山陽電鉄「大塩駅」の橋上駅舎化と駅周辺整備事業に本格着手。

#### 1. 事業概要

山陽電鉄：橋上駅舎(バリアフリー対応)、ホームの延伸

兵庫県：交差点改良(国道250号)

姫路市：歩道橋の整備、踏切拡幅、駅前広場整備

道路改良、歩道拡幅、駐輪場整備(駅の南北)

#### 2. 事業完成予定

橋上駅舎 2021年(令和3年)

駅周辺整備 2023年(令和5年)

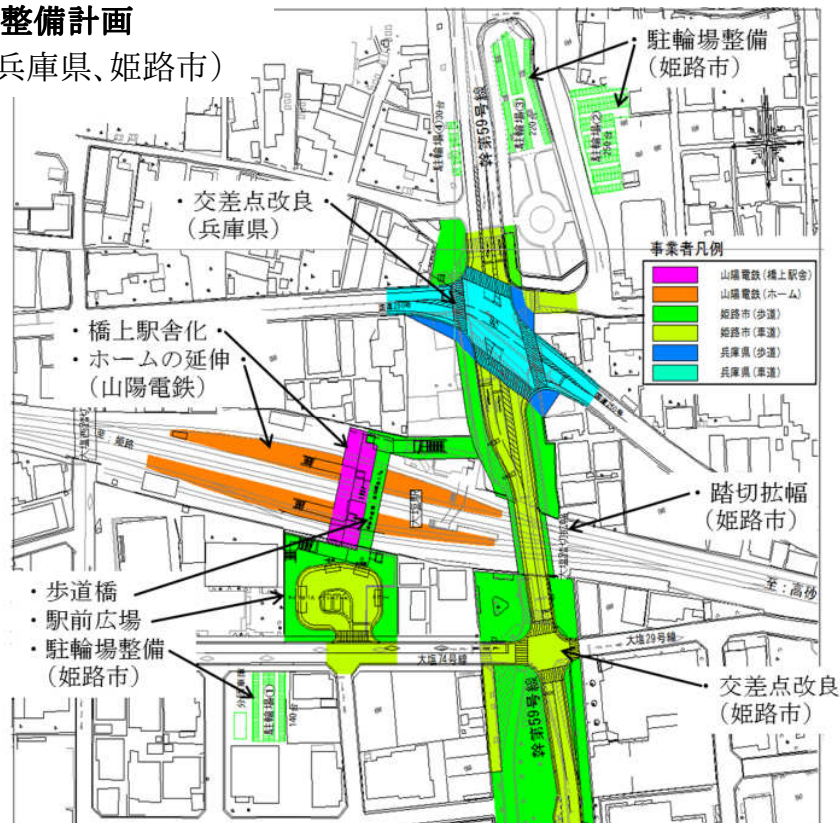
#### 3. 総事業費

約24億円(うち姫路市事業 約10億円)

24

## 1. 事業中の駅について(大塩駅)

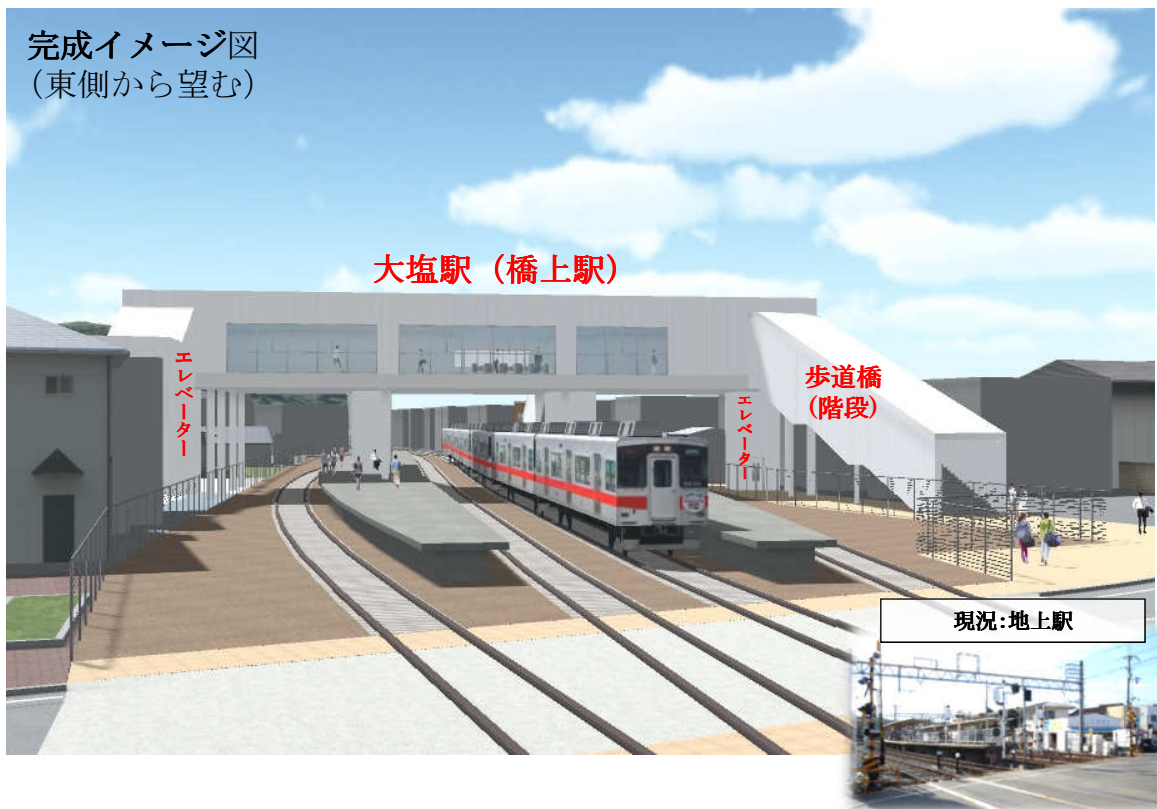
大塩駅周辺整備計画  
(山陽電鉄、兵庫県、姫路市)



25

## 1. 事業中の駅について(大塩駅)

完成イメージ図  
(東側から望む)



26

## 1. 事業中の駅について(大塩駅)



27

## 2. 事業化に向けて取り組んでいる駅

### ○JR姫路・英賀保間新駅

2016年(平成28年)12月にJRと新駅設置の覚書を締結。

手柄山中央公園整備基本計画と整合を図りながら、都市計画の手続きを進め、新駅計画を推進



手柄山中央公園整備基本計画イメージ図

28

## 2. 事業化に向けて取り組んでいる駅

### ○JR英賀保駅

昨年11月に整備された駅北駅前広場からのアクセス向上のため、こ線橋架け替えや北側改札口設置に向け、JRと協議し、都市計画の手続きを進める。



29

## 2. 事業化に向けて取り組んでいる駅

### ○JR太市駅

2015年度(平成27年度)から太市連合自治会が「太市創生会議」を発足。さらに2016年度(平成28年度)からは、「太市駅周辺まちづくり協議会」を発足し、今年2月に太市駅周辺の市街化調整区域地区計画の都市計画決定を行った。今後は地区計画にも位置付けされている駅前広場整備事業に着手する。



30

## 2. 事業化に向けて取り組んでいる駅

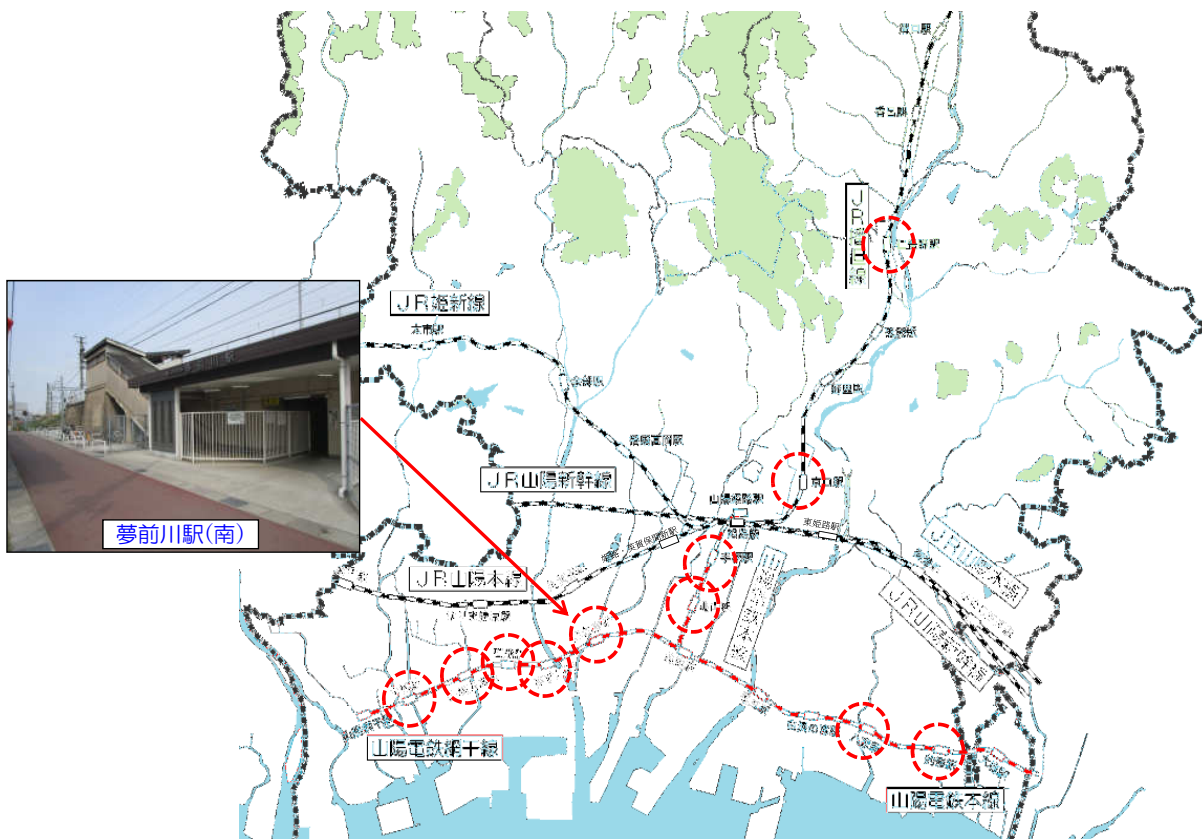
### ○山陽電鉄飾磨駅

2017年度(平成29年度)より地元で発足した「飾磨駅周辺まちづくり協議会」が、「まちづくり基本構想」を作成し、昨年11月に市長へ提案。2016年(平成28年)3月に改正された踏切道改良促進法に基づく「改良すべき踏切道」が飾磨駅周辺地区に集中しており、踏切対策に取り組む。



31

今後の課題:利用者3,000人未満の鉄道駅におけるバリアフリー化の推進



32

### 3 公園行政の現状・課題と事業の概要

## 公園行政の現状・課題と事業の概要

### 1 公園の現状

・・・別紙1「公園開設及び管理状況」

|                 |        |                                                |
|-----------------|--------|------------------------------------------------|
| 市立公園の箇所数        | 945    | 箇所                                             |
| 面積              | 481.83 | ha                                             |
| 一人当公園面積         | 9.00   | m <sup>2</sup> （都市公園に限っては9.32 m <sup>2</sup> ） |
| スポーツ広場公園・チビッコ広場 | 合計 308 | 箇所 37.77ha                                     |

### 2 課題

#### (1) 維持管理の負担増

- ・公園数の増加
- ・公園愛護会の弱体化
- ・施設の老朽化
- ・樹木の成長
- ・要求水準の高度化・多様化 等

#### (2) 整備費の減少

### 3 事業概要

#### (1) 都市計画公園の新規整備

・・・別紙2「都市公園整備プログラム」  
別紙3「社会資本整備事業図面」

#### (2) 手柄山中央公園の再整備

・・・別紙4「手柄山中央公園整備基本計画要約版」  
別紙5「手柄山スポーツ施設整備基本計画概要版」

#### (3) 浜手緑地白浜地区の全面改修、苅編第一公園の新規整備 等

#### (4) 姫路市パークマネジメントプランの策定

・・・別紙6「パークマネジメントプランについて」

#### (5) 公園施設長寿命化（遊具更新）

#### (6) まちごと緑花大作戦事業

#### (7) スポーツ広場公園、チビッコ広場の整備

#### (8) 手柄山温室植物園、自然観察の森・桜山公園の指定管理 等

3 公園開設及び管理状況

(H31.4.1現在)

人口 535,664 人 ※

| 種類   |         |        | 種 別     | 箇所数    | 面積<br>(ha) | 一人当<br>公園面積<br>(㎡) | 計画決定          |                    | 計画決定外 |        | 管理区分 |    |   |
|------|---------|--------|---------|--------|------------|--------------------|---------------|--------------------|-------|--------|------|----|---|
|      |         |        |         |        |            |                    | 箇所数           | 面積(ha)             | 箇所数   | 面積(ha) | 愛護会  | 業者 |   |
| 市立公園 | 都 市 公 園 | 住区基幹   | 街 区     | 792    | 91.09      | 1.70               | 207<br>(216)  | 48.85<br>(50.82)   | 585   | 42.24  | 753  | 2  |   |
|      |         |        | 近 隣     | 29     | 45.17      | 0.84               | 22<br>(31)    | 37.26<br>(64.30)   | 7     | 7.91   | 33   | 9  |   |
|      |         |        | 地 区     | 12     | 44.26      | 0.83               | 6<br>(8)      | 24.22<br>(36.80)   | 6     | 20.04  | 13   | 6  |   |
|      |         | 都市基幹   | 総 合     | 7      | 141.75     | 2.65               | 5<br>(6)      | 121.68<br>(313.10) | 2     | 20.07  | 3    | 3  |   |
|      |         |        | 運 動     | 1      | 8.00       | 0.15               | 1<br>(1)      | 8.00<br>(15.40)    | 0     | 0.00   | 1    |    |   |
|      |         | 特殊     | 風 致     | 1      | 0.45       | 0.01               | 1<br>(1)      | 0.45<br>(16.40)    | 0     | 0.00   | 2    |    |   |
|      |         | 緑地     | 緩 衝 地   | 1      | 72.83      | 1.36               |               |                    | 1     | 72.83  | 1    | 10 |   |
|      |         |        | 都 市 緑 地 | 9      | 9.12       | 0.17               | 1<br>(1)      | 0.58<br>(0.58)     | 8     | 8.54   | 5    | 3  |   |
|      |         |        | 河 川 緑 地 | 50     | 48.57      | 0.91               |               |                    | 50    | 48.57  | 72   |    |   |
|      |         |        | 緑 道     | 6      | 11.26      | 0.21               | 1<br>(1)      | 2.40<br>(2.40)     | 5     | 8.86   | 4    | 3  |   |
|      |         | 小 計    |         | 908    | 472.50     | ※9.32<br>8.82      | 244<br>(265)  | 243.44<br>(499.8)  | 664   | 229.06 | 887  | 36 |   |
|      |         | 都市公園以外 |         |        | 37         | 9.33               | ※3.28<br>0.17 |                    |       | 37     | 9.33 | 34 | 2 |
|      |         | 小 計    |         | 945    | 481.83     | 9.00               | 244<br>(265)  | 243.44<br>(499.8)  | 701   | 238.39 | 921  | 38 |   |
|      |         | そ の 他  |         |        | 10         | 3.47               | 0.06          |                    |       | 10     | 3.47 |    |   |
|      | 広 場     | 市民広場   | 2       | 0.69   | 0.01       |                    |               | 2                  | 0.69  | 3      |      |    |   |
|      |         | スポーツ   | 134     | 28.80  | 0.54       |                    |               | 134                | 28.80 |        |      |    |   |
|      |         | チビッコ   | 174     | 8.97   | 0.17       |                    |               | 174                | 8.97  |        |      |    |   |
|      | 小 計     |        |         | 320    | 41.93      | 0.78               | 0             | 0.00               | 320   | 41.93  | 3    | 0  |   |
| 総 計  |         |        | 1,265   | 523.76 | 9.78       |                    |               |                    |       | 924    | 38   |    |   |

※ 上段は、供用開始済の公園箇所数及び面積  
下段( )は、都市計画決定された公園箇所数及び面積  
※ 人口は、H27国勢調査人口  
※ 一人当公園面積(都市公園計) 9.32㎡＝都市公園の総面積(4,725,000㎡)/都市計画区域内人口(507,194人)  
8.82㎡＝都市公園の総面積(4,725,000㎡)/総人口(535,664人)  
※ 一人当公園面積(都市公園以外) 3.28㎡＝都市公園以外の面積(93,300㎡)/都市計画区域外人口(28,470人)

# 姫路市都市公園整備プログラム

## 1 プログラム策定の目的

姫路市は、「生きがいと魅力ある住みよい都市 姫路」の実現を目指しています。この目標に向けて、まちづくりの根幹的な施設である都市公園の整備を計画的に進めていくことが必要です。都市公園は都市内の憩いのスペースや運動、レクリエーションの場の提供といった機能だけでなく、大気浄化や延焼の防止などにも役立っており、市民の皆さんが安心して快適に暮らせるための大切な都市施設です。

都市公園整備プログラムは、現在事業中の公園や主要な都市整備プロジェクトと一体的な整備が予定される公園、長期末整備公園・緑地のうち決定された都市計画公園の中から概ね20年以内（都市計画の基本的方向を定めるのに望ましいとされる期間）に事業化が見込まれる公園等を対象に、その整備時期を定めたものです。

## 2 都市公園の整備方針

都市公園の整備は、これまでも、公園を住区基幹公園、都市基幹公園等の種別ごとに分け、機能的に配置することにより、秩序ある市街地の形成や良好な都市環境が創出されるよう計画的な整備を進めてきました。

しかし、維持管理経費が増大し投資的経費が圧迫される近年の厳しい財政状況下においては、公園整備事業費の大幅な増加は見込めず、限られた予算の中で公園・緑地を効率的に整備していく必要があります。

このプログラムでは、次の方針に基づいて優先的・重点的に取り組む公園を選定し、整備を進めます。

### ◆ 都市公園の整備方針 ◆

#### ① 事業中公園の早期整備

- ・系引公園や天満公園など既に整備を実施中の都市公園について、早期の整備完了に向け事業を推進します。

#### ② 主要な都市整備プロジェクト等に関連する公園の整備

- ・姫路城周辺整備、手柄山の再整備、その他区画整理事業等に関連する公園について、関連する事業と一体となって整備を進めます。

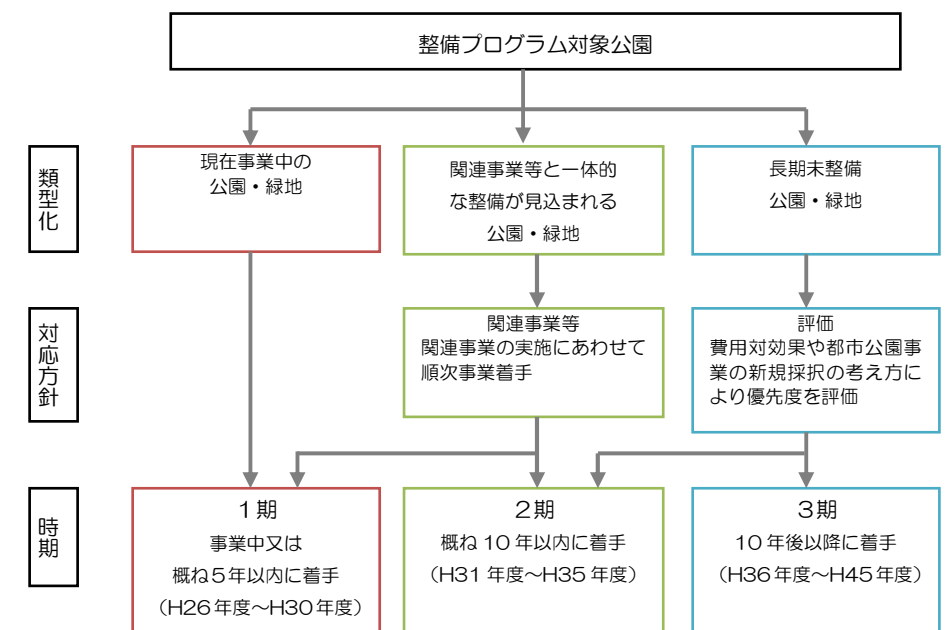
#### ③ 長期末整備公園・緑地の計画的な整備

- ・長期末整備公園・緑地については、優先度を評価して計画的な整備を行います。

## 3 都市公園の整備プログラム

今後、新設の公園整備に投入できる事業費は、おおむね年間5～6億円程度と見込まれます。

この見込みをもとに、整備プログラムの対象として23公園を選定し、関連事業の実施スケジュールや優先度の評価等をふまえて整備時期を区分しました。この整備プログラムは今後の地価や公園整備予算の動向に大きく左右されるため、単年度単位ではなく、1期から3期に区分して作成しています。



## 都市公園の整備状況

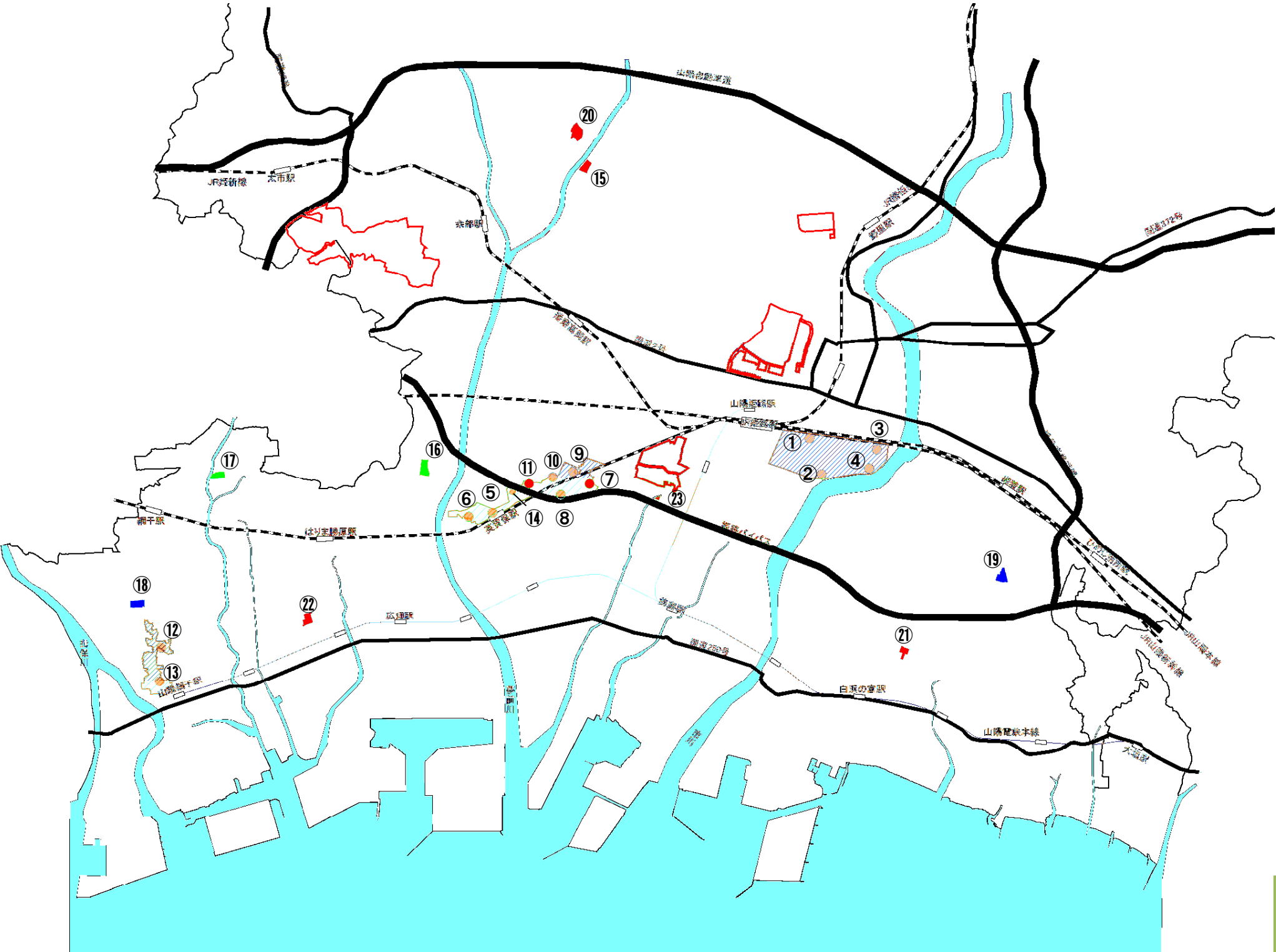
近年、整備を実施した都市公園のうち、主な整備公園をご紹介します。



4 プログラムの推進にあたって

都市公園整備プログラムの事業箇所は本図に示す通りです。図に示した事業箇所は、今後着実に整備していく予定ですが、社会情勢や地域事情など必要に応じて事業箇所や着手時期などの見直しを行います。

また、都市公園の整備は、市民の皆さんのご理解、ご協力なくして進めることは出来ません。本市の公園整備の考え方をご理解いただき、ご協力をお願いします。



公園一覧表

| 番号 | 種別 | 公園名       | 面積<br>(ha) | 整備時期  |   |
|----|----|-----------|------------|-------|---|
| ①  | 街区 | 阿保第一公園    | 0.20       | 1期・2期 | 済 |
| ②  | 街区 | 阿保第四公園    | 0.25       | 1期・2期 |   |
| ③  | 街区 | 阿保第七公園    | 0.30       | 1期・2期 | 済 |
| ④  | 街区 | 阿保第八公園    | 0.20       | 1期・2期 |   |
| ⑤  | 街区 | 英賀保駅北第一公園 | 0.20       | 1期・2期 |   |
| ⑥  | 街区 | 英賀保駅北第二公園 | 0.20       | 1期・2期 |   |
| ⑦  | 街区 | 荒川南第一公園   | 0.15       | 1期    | 済 |
| ⑧  | 街区 | 荒川南第二公園   | 0.15       | 1期・2期 |   |
| ⑨  | 街区 | 荒川南第三公園   | 0.20       | 1期・2期 |   |
| ⑩  | 街区 | 荒川南第四公園   | 0.20       | 1期・2期 |   |
| ⑪  | 街区 | 荒川南第五公園   | 0.20       | 1期    | 済 |
| ⑫  | 街区 | 垣内津市場第二公園 | 0.20       | 1期・2期 |   |
| ⑬  | 街区 | 垣内津市場第四公園 | 0.30       | 1期・2期 | 済 |
| ⑭  | 近隣 | 苫編第一公園    | 1.1        | 1期・2期 |   |
| ⑮  | 近隣 | 御立公園      | 2.4        | 1期    | 済 |
| ⑯  | 近隣 | 下野公園      | 3.2        | 2期    |   |
| ⑰  | 近隣 | 勝原公園      | 2.6        | 2期    |   |
| ⑱  | 近隣 | 津市場公園     | 2.5        | 3期    |   |
| ⑲  | 近隣 | 見野公園      | 2.7        | 3期    |   |
| ⑳  | 地区 | 書写束公園     | 4.0        | 1期    |   |
| ㉑  | 地区 | 糸引公園      | 2.0        | 1期    | 済 |
| ㉒  | 地区 | 天満公園      | 2.5        | 1期    |   |
| ㉓  | 総合 | 手柄山中央公園   | 1.4        | 1期    |   |

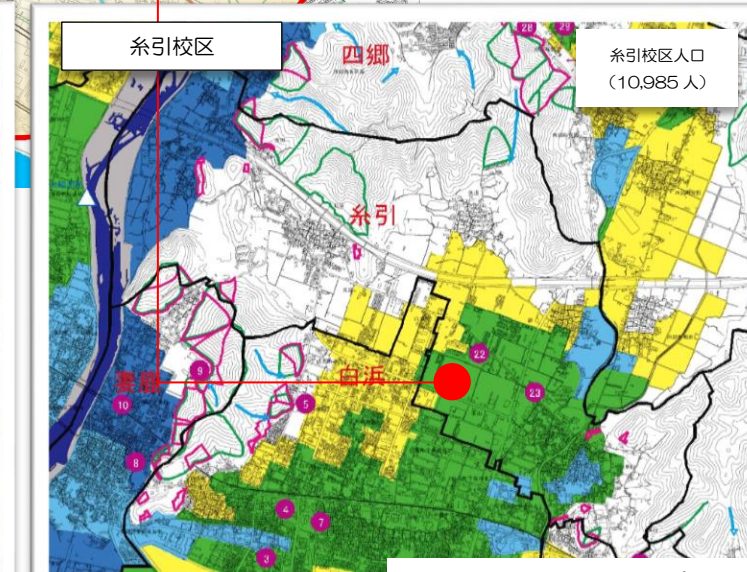
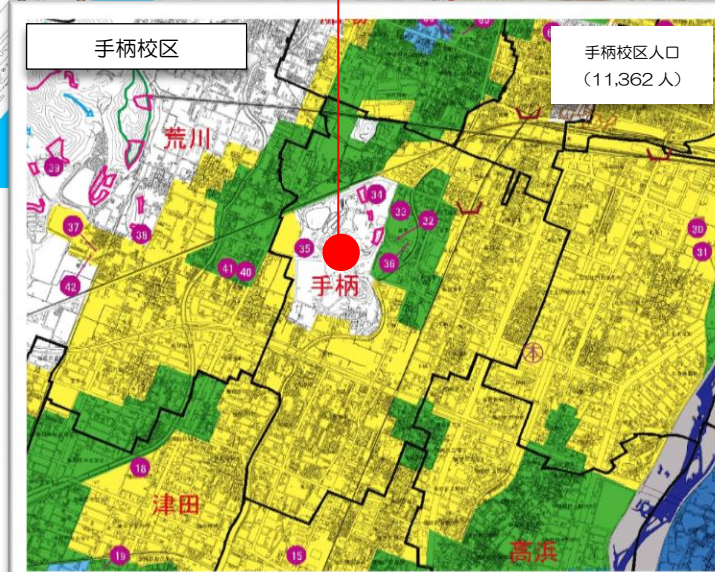
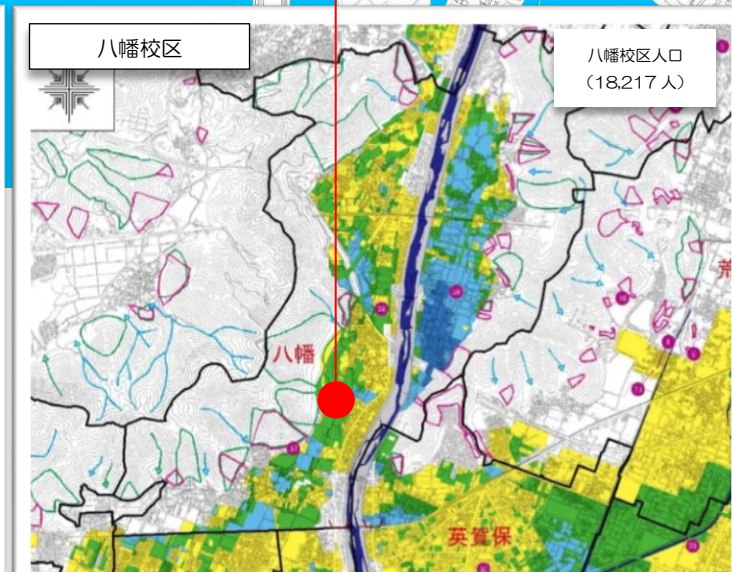
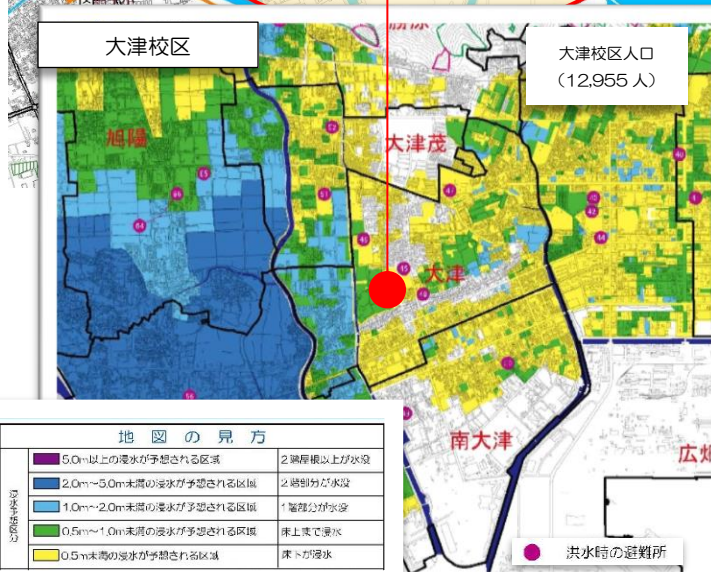
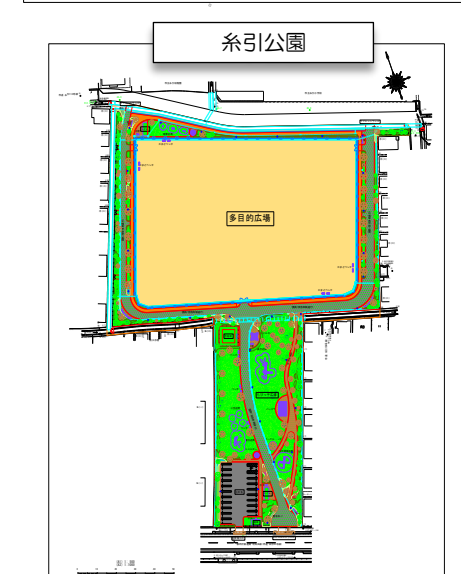
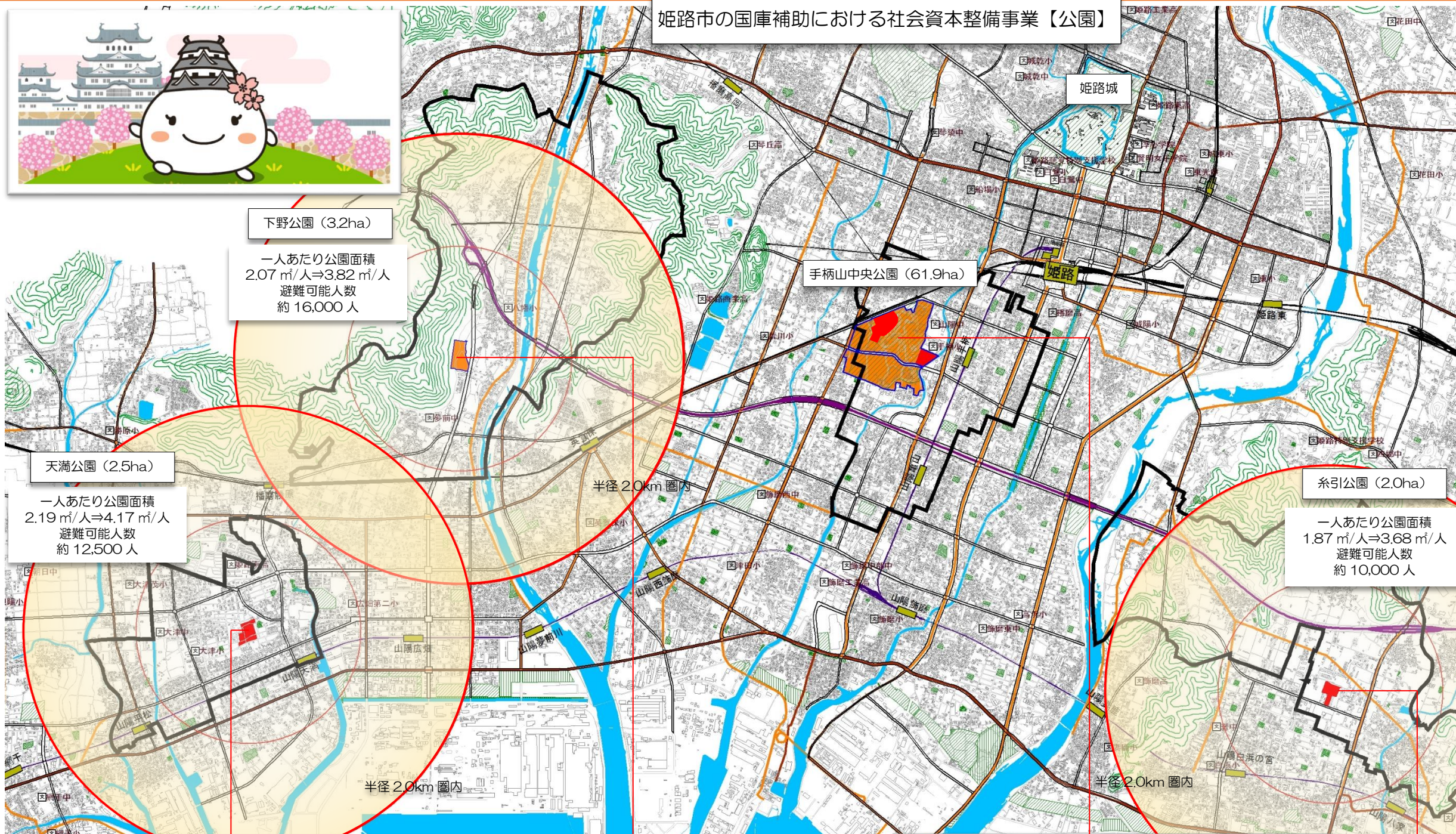
1期：概ね5年以内（H26年度～H30年度）に着手  
2期：概ね10年以内（H31年度～H35年度）に着手  
3期：概ね10年以降（H36年度～H45年度）に着手  
※区画整理事業内の公園整備の時期は、周辺整備の兼ね合いを調整しながら着手いたします。

- ＜凡例＞
- 1期整備予定公園
  - 1期・2期整備予定公園
  - 2期整備予定公園
  - 3期整備予定公園

この計画についてのお問い合わせは下記にお願いします  
姫路市建設局公園部公園整備課 TEL:079-221-2415



姫路市の国庫補助における社会資本整備事業【公園】



地図の見方

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 5.0m以上の浸水が予想される区域      | 2階層以上が浸水 |
| 2.0m～5.0m未満の浸水が予想される区域 | 2階部分のみ浸水 |
| 1.0m～2.0m未満の浸水が予想される区域 | 1階部分のみ浸水 |
| 0.5m～1.0m未満の浸水が予想される区域 | 床上まで浸水   |
| 0.5m未満の浸水が予想される区域      | 床下が浸水    |

● 洪水時の避難所

# 手柄山中央公園整備基本計画【要約版】

## I 基本計画策定に向けた取り組み

- 概要  
手柄山中央公園は中心市街地の南西部に位置し、都市計画決定面積42.9ha・供用区域面積38.17haの総合公園である。  
園内には、姫路球場、陸上競技場等のスポーツ施設をはじめ、水族館、緑の相談所、温室植物園、文化センター、平和資料館等、多種多様な公園施設が集積し、緑化推進、スポーツ振興、平和学習等の様々な行政拠点となっている。
- 背景と目的  
現在、本公園は、園内施設の著しい老朽化等の課題やJR姫路・英賀保間新駅の整備構想、文化センターの移転への対応に迫られている。このため、園内施設の再配置を中心とする新設、改修等の中長期的な整備方針を示した「基本計画の策定」が求められている。

## II 6つの課題 と 5つの役割

### ■課題

老朽化に対する施設の更新や維持管理対策  
情報提供機能や来園者誘導機能の充実

公園内施設間の回遊動線の向上  
公園中央部の南北分断への対応

緑の空間・多世代間交流広場の充実  
交通アクセス(駐車場問題)への対応

### ◆役割

広域レベルのスポーツ施設が集積するスポーツ拠点  
災害時における中播磨地域の広域防災拠点

慰霊塔、平和資料館、植物園、水族館等が設置され、平和学習、自然学習などの平和と学びの拠点  
本市を代表する市街地の中心部にある総合公園として、魅力ある利便性の高い公園づくりが求められる

幅広い世代が集い交流する「憩い」、「やすらぎ」空間として、市民に愛される緑豊かなやすらぎの拠点

## III 基本方針

市民利用を中心とする本市を代表する総合公園として、「スポーツ」や「平和と学び」、「緑豊かなやすらぎ」の交流拠点として、公園施設の新設、移転、統廃合を進める。また、公園を訪れた人を楽しませ、魅力ある利便性の高い公園づくりを目指すとともに、災害時における「広域防災拠点」としての機能向上を図る。

## IV 整備コンセプトと5つの視点

### 【整備コンセプト】

### 【整備における5つの視点】

感動と笑顔あふれる憩いの交流空間の創出

#### ①スポーツの拠点としての整備

大規模なスポーツ大会を開催できる本格的なスポーツ施設の整備を行う。市民がトップスポーツを観戦し、生涯スポーツの参加意欲を高め、競技レベルを向上させることができるよう、スポーツ推進計画との整合を図りながら、新たなスポーツ施設の整備を目指していく。

#### ②平和と学びの拠点としての整備

平和の象徴として慰霊塔のPRを強化し、平和学習の拠点として平和資料館の魅力の向上に努める。また、文化センター移転後の跡地へ緑の相談所と温室植物園を移設し、芝生広場を整備するとともに、既存の水族館と連携し、学びの拠点を形成する。

#### ③緑豊かなやすらぎの拠点としての整備

桜をはじめ四季折々の草花を楽しみ、幅広い世代が集い、憩う、やすらぎ、緑豊かな都心部の交流拠点として、安心して利用でき、市民に愛される公園となるよう公園機能の向上を図る。

#### ④防災拠点としての整備

広域防災拠点に位置づけられていることから、救援や復旧活動に当たる要員の宿泊出勤機能や、物資の集積・配送機能などの防災機能の充実を図る。

#### ⑤公園全体の魅力と利便性を高める整備

JR姫路・英賀保間新駅の整備構想を踏まえ、公園全体の魅力の向上に繋がるよう、円滑な施設間動線の整備や飲食機能の導入、来園者への情報提供機能の充実など、公園を訪れた人を楽しませる魅力ある利便性の高い公園づくりを進める。

### 【整備方針】

### 【公園施設再配置】

(存続) 陸上競技場は、スポーツの拠点として存続させる  
(存続) 姫路球場は、スポーツの拠点として存続させる  
(存続) 中央体育館は、スポーツの拠点として存続させる  
(存続) 県立武道館は、武道の拠点として活用されている  
(新設) 新たに体育館を整備する  
(全面改修) 市民プールを全面改修し、新たに全天候型屋内プール、レジャープールを整備する

(存続) 慰霊塔は、平和の象徴として存続させる  
(存続) 平和資料館は、平和の拠点施設として存続させる  
(存続) 水族館は、水生生物等の学びの拠点として存続させる  
(移転) 文化センターは、姫路駅周辺イベントゾーンへ移転させる  
(園内移設) 温室植物園は、文化センター移転後の跡地に移転させ、緑の相談所・温室植物園の機能を統合させた、新たな植物園を整備する

(存続) スリラー塔・ロックガーデン等は、公園の修景施設として存続させる  
(存続) 回転展望台は、公園のシンボルとして存続させる  
(存続) 手柄山交流ステーションは、手柄山周辺施設の拠点施設として存続させる  
(新設) 新たに「ちびっこ広場」を整備する  
(新設) 緑の相談所の機能移転後、建物やその周辺をレストハウスとして整備する  
(廃止) 手柄山遊園は廃止する

(防災拠点) 備蓄倉庫の設置や災害時の物資運搬車や給水車等の進入経路の確保等を検討し、防災機能の向上を図る

(存続) 第1立体駐車場等の園内駐車場は存続させる  
(利便性を高める整備) 新駅から姫路球場までの連絡通路や施設間の移動動線、情報提供機能の充実、飲食機能の導入等を検討する。また、駐車場整備等を含む交通計画も検討する

## V 整備スケジュール

| 整備順位 | 整備区域                           | 主な整備対象施設                                                                | 整備目標年次   |
|------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|----------|
| 第1期  | (公園北西部) 手柄山遊園・慰霊塔周辺区域          | 市民プール(屋内プール・レジャープール)、新体育館、ちびっこ広場、回転展望台、スリラー塔・ロックガーデン周辺、連絡通路、その他園路等の附帯施設 | 平成37年度   |
| 第2期  | (公園東部) 文化センターの移転後の跡地、現緑の相談所周辺等 | 植物園・緑の相談所、芝生広場、レストハウス、その他園路等の附帯施設                                       | 平成38年度以降 |

# 手柄山中央公園の施設再配置 イメージ図



※（注）

これは、手柄山中央公園内にある各施設の再配置に関するイメージ図です。今後、施設の規模、財源等について、具体的な検討を行い、事業を実施していくことになります。

# 手柄山スポーツ施設整備基本計画【概要版】

## 1. 計画の背景

手柄山中央公園内の各施設は老朽化が進んでいるため、園内施設の再配置を中心とする新設、改修等の中長期的な整備方針を示した「手柄山中央公園整備基本計画」を平成29年1月に策定しました。

これを受け、公園北西部エリアにおいて、老朽化が著しい総合スポーツ会館の機能を移転させる新体育館や全天候型屋内50m、25mプールを新設する予定で、これら施設の整備の基本指針となる「手柄山スポーツ施設整備基本計画」を策定し、本市スポーツの拠点に相応しい施設整備を目指します。

## 2. 基本コンセプト

手柄山中央公園整備基本計画における整備コンセプトである「感動と笑顔あふれる憩いの交流空間の創出」や姫路市スポーツ推進計画の基本理念である「誰もが気軽にスポーツに関わりを持てる、生涯スポーツ社会の実現」を踏まえ、次の3つを新たな手柄山スポーツ施設の基本コンセプトとします。

### ●多様なニーズに対応できる拠点性の高いスポーツ施設

手柄山中央公園には、球技、競泳、武道など多様なスポーツに対応できる施設が集積していることから、この立地特性を活かし、新たな体育館及び市民プールが既存のスポーツ施設の機能を補完・拡充することで、公園内のスポーツ施設が一体となって「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」のすべてを実現できる拠点性の高い環境を整えます。

### ●手柄山中央公園の玄関口となるスポーツ施設

JR 姫路・英賀保間の新駅整備構想では、陸上競技場北側に新駅が設置されることが計画されており、手柄山中央公園の新たな玄関口となります。よって、新たな体育館及び市民プールを手柄山中央公園の玄関口とするべく、手柄山中央公園の構成施設として景観上シンボル性の高い施設とし、公園内の他の施設へのアクセス性を確保するなど、利便性の向上に配慮します。

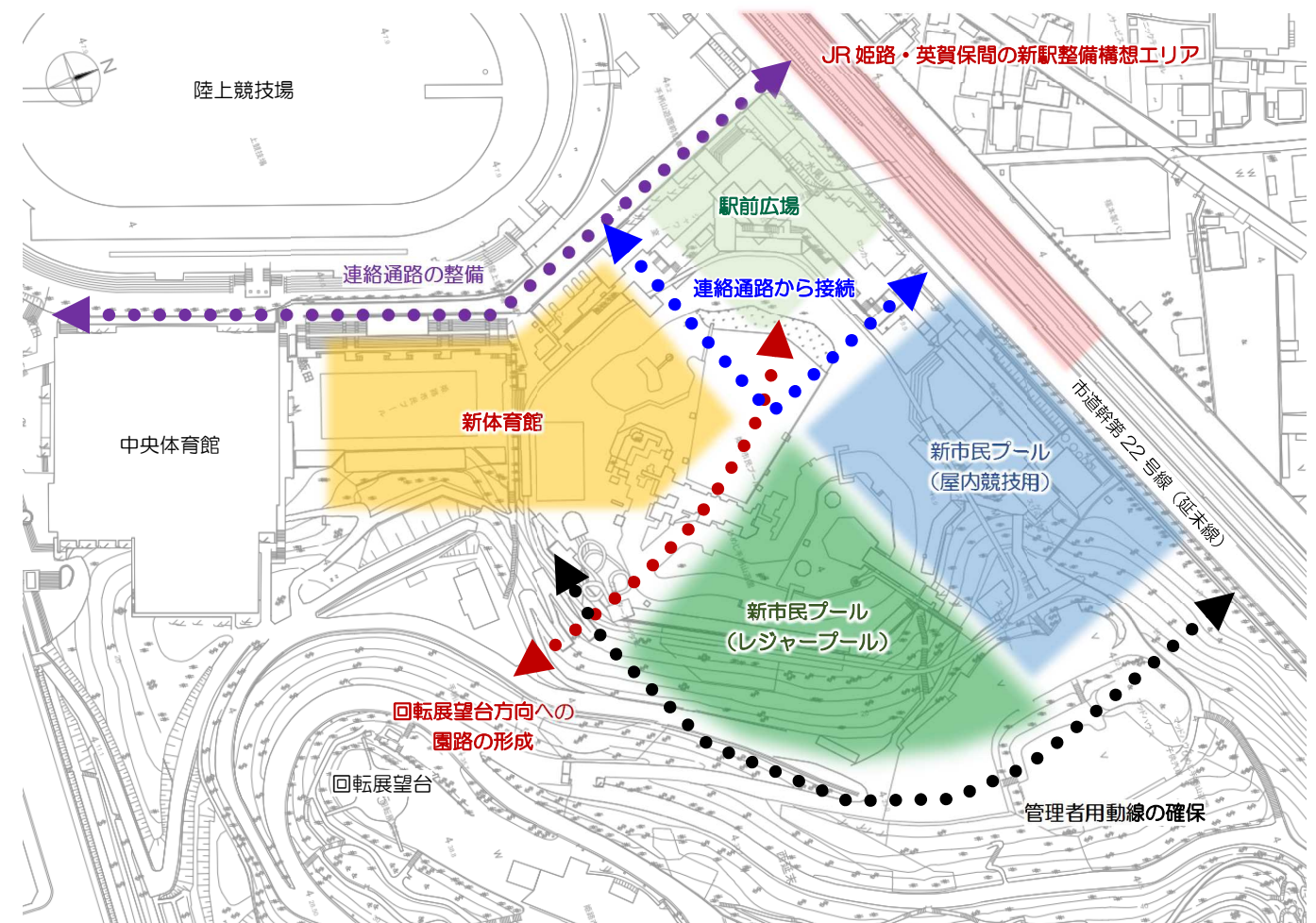
### ●レクリエーション空間として機能するスポーツ施設

新たな体育館及び市民プールについては、子どもから高齢者まで様々な人が気軽に訪れることができ、また、園路を散策するなど、公園を楽しみながら健康づくりができるレクリエーション空間として機能する施設とします。

## 3. 施設整備方針

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| ①中央体育館との機能分担の見直し     | ⑤人々がふれあい、スポーツに興味を持てる施設 |
| ②県立武道館との機能分担         | ⑥高齢者及び障害者に配慮された施設      |
| ③競技用プールの充実           | ⑦環境への配慮や災害時に対応できる施設    |
| ④中央体育館との連携によるスポーツの振興 | ⑧新駅設置に伴う立地環境を活かした施設    |

## 4. 計画の概要



### ●ゾーニング計画

手柄山スポーツ施設は、現在の市民プールの場所に整備し、新体育館は新駅から近い場所に中央体育館と2館並ぶかたちで配置します。また、屋内競技用プールは市道幹第22号線（延末線）沿いに、レジャープールは両施設に挟まれるかたちで配置します。

### ●動線計画

新体育館と屋内プールは新駅から直接アプローチできる位置にエントランスを設置します。また、観客のアプローチと選手や関係者のアプローチを分離することで、動線が交錯しないようにします。

その他、新駅から連絡通路を整備し、南方向へのメイン動線を確保するとともに、回転展望台のある山頂方向への動線も確保します。

5. 各諸室の機能と想定規模

現在、想定している主要な諸室とその想定規模は次のとおりです。

●新体育館

| 諸室等                                        | 想定規模等                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メインアリーナ                                    | <div>・ バレーボール 3 面、バスケットボール 3 面、バドミントン 12 面等、<br/>3,000 ㎡（68m×42m）程度</div> <div>・ 付帯施設として選手控室、役員室、更衣室、器具庫を隣接</div> <div>・ 観客席 3,500 席以上（1 階：可動式観客席 1,100 席程度、2 階：固定式観客席 2,400 席程度）</div> |
| サブアリーナ                                     | <div>・ バレーボール 1 面、バスケットボール 1 面、バドミントン 4 面等、<br/>1,000 ㎡（44m×25m）程度</div> <div>・ 観客席 200 席程度</div>                                                                                       |
| 卓球場                                        | <div>・ 卓球台 10 台を設置できる規模（500 ㎡程度）</div>                                                                                                                                                  |
| 柔道場                                        | <div>・ 4 面配置（1,000 ㎡程度）</div> <div>・ 観客席 120 席程度</div>                                                                                                                                  |
| 剣道場                                        | <div>・ 4 面配置（1,000 ㎡程度）</div> <div>・ 観客席 120 席程度</div>                                                                                                                                  |
| 弓道場                                        | <div>・ 近的：10 人立ち（1,000 ㎡程度）、遠的：6 人立ち（1,000 ㎡程度）</div> <div>・ 観客席 近的：120 席程度、遠的：100 席程度</div>                                                                                            |
| トレーニングルーム                                  | <div>・ 300 ㎡程度</div> <div>・ 競技者、一般利用者ともに対応</div>                                                                                                                                        |
| スタジオ（多目的室）                                 | <div>・ 200 ㎡程度</div> <div>・ エアロビクス、ダンス、ヨガなど多目的に利用</div> <div>・ 少人数利用に対応できるように可動式間仕切りにより分割できる構造</div>                                                                                    |
| ランニングコース                                   | <div>・ 走路幅 3m 程度（1 周 200m 程度）</div> <div>・ 日頃の健康増進や大会時のウォームアップに利用</div>                                                                                                                 |
| キッズコーナー                                    | <div>・ 50 ㎡程度</div> <div>・ 幼児の遊び場、待機場所</div>                                                                                                                                            |
| レストラン・<br>コンビニエンスストア                       | <div>・ レストラン（100 席程度）、コンビニエンスストア</div> <div>・ 日用品の買い物や飲食ができ、会話や交流できる場</div> <div>・ 体育館利用者以外の公園利用者も利用</div>                                                                              |
| エントランスホール・<br>ロビー                          | <div>・ スポーツに関する資料展示など情報発信・情報収集機能をもつオープンスペース</div>                                                                                                                                       |
| 会議室・研修室・更衣室・ロッカー・シャワー室・器具庫・倉庫・医務室・管理関係諸室など |                                                                                                                                                                                         |

●新市民プール

| 諸室等                                        | 想定規模等                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 競技用プール                                     | <div>・ 日本水泳連盟公認の 50m 国内一般プール・AA に対応</div> <div>・ 全天候型屋内 50m プール（10 レーン、水深 2m 以上、1,250 ㎡程度）及び 25m プール（300 ㎡程度）</div> <div>・ 観客席 2,500 席以上</div> |
| レジャープール                                    | <div>・ 小中学生及びファミリー層を主なターゲットとし、年間利用者数 10 万人以上を目指す（敷地面積：8,500 ㎡程度）</div>                                                                         |
| エントランスホール・<br>ロビー                          | <div>・ スポーツに関する資料展示など情報発信・情報収集機能をもつオープンスペース</div>                                                                                              |
| 会議室・研修室・更衣室・ロッカー・シャワー室・器具庫・倉庫・医務室・管理関係諸室など |                                                                                                                                                |

6. イメージパース

●イメージ①



●イメージ②



●イメージ③



7. 事業手法

本市では、一定規模以上の公共施設整備事業については、PPP/PFI 手法（官民連携手法）の導入に関して優先的検討を行うものとしており、民間の持つノウハウ、技術を最大限活用できる事業手法を採用します。

また、本施設の整備、維持管理・運営に係る費用は、本基本計画を基に類似施設等を参考に算出するとともに、今後、施設の運営等に関して民間事業者へのサウンディングを実施するなど、本市の財政状況も勘案しつつ、精査を重ねていくものとします。

8. 事業スケジュール（予定）

| 平成 31 年度<br>（2019） | 平成 32 年度<br>（2020） | 平成 33 年度<br>（2021） | 平成 34 年度<br>（2022）          | 平成 35 年度<br>（2023） | 平成 36 年度<br>（2024） | 平成 37 年度<br>（2025） |
|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 事業者募集資料の検討・作成      |                    | 事業者募集<br>選定・契約     | 事業実施（設計・施工・開業準備）—————▶ 供用開始 |                    |                    |                    |

## **パークマネジメントプランについて**

### **<パークマネジメントプランとは>**

公園の管理運営はどのようにあるべきか、その手法を取りまとめたものがパークマネジメントプランである。

その中でも姫路市では、公園の利活用の部分に焦点を当て、公園のあり方を見直すことにより、公園管理における市民協働の手法や民間の経営的視点の導入を検討するなど、市民が主体となった公園の利活用を推進する「姫路市パークマネジメントプラン」の策定を進めている。

### **<公園を取り巻く現状>**

利用状況：開設から長い期間がたち、社会環境の変化などにより利用者ニーズに合わなくなっている公園が見られる。利用者の減少が公園の荒廃を招き、結果として、公園の維持管理費の増大につながっている。

維持管理：清掃など日常の維持管理活動は、原則として、自治会を主体とした公園愛護会に委託。大規模な公園の植栽等は、造園業者等に業務委託。

法制度：平成29年の都市公園法の改正により、公園の管理運営に民間と連携した手法が導入できるようになった。

### **<課題>**

公園は本来、人々の生活にゆとりを与えるものである。しかしながら、日常の管理を担う公園愛護会をはじめとした地元自治会にとって、公園の存在が地域の負担となりつつある。

また、公園は、都市空間としてとらえても、緑を備えた貴重なオープンスペースであるにも関わらず、利用度の低下した公園が散在することは、都市の魅力を低下させるものともなっている。

### **<課題解決に向けて>**

公園を単なる都市の中にある空間としてとらえるのではなく、交流・にぎわいを創出する場としてとらえ直した。その上で、次の視点を中心に、公園の利活用について検討を進める。

- ・ 地元自治会、民間事業者との連携
- ・ 公園愛護会の負担軽減策の検討
- ・ 民間資本による公園整備及び管理活用の可能性の調査

## 〔平成30年度の実施内容〕

市内の公園の現状を整理し、3つの類型に分類。それぞれの類型ごとにモデル公園を選んでワークショップを開催。実際に活動している方々から出された現場の課題・意見を、策定するプランに反映させる。

### 桜山公園



#### 〔公園経営〕

民間事業者を中心とする  
ワークショップを開催

#### 〔公園経営の可能性検討〕

- ・提案のあった企画案に基づく「お試しマルシェ」の開催
- ・民間事業者が継続的に公園での活用を行える体制の検討

### 阿成北公園



#### 〔利活用〕

活発に活動している愛護会の  
要因を探る

#### 〔愛護会制度の改善検討〕

- ・公園愛護会への支援が可能な項目の検討
- ・よりよい利用環境に向けた公園整備の判断方法の検討

### 城東中央公園



#### 〔再整備〕

住民、近隣保育所の保育士・  
保護者を交えて意見交換

#### 〔民間活力導入の可能性検討〕

Park-PFIの活用など、民間資本  
による公園整備、魅力向上の取り  
組みの事業化に向けた検討



## 〔平成31年度実施内容〕

## 4 防災・安全安心について

# 防災・安全安心について

## 《 防災業務 》

### 概 要

近年、地震や台風、集中豪雨等の自然災害が全国各地に大きな被害をもたらし、その態様も大規模化、多様化の傾向にある。本市では、山崎断層帯で発生する地震や南海トラフ巨大地震による津波、台風による風水害などの自然災害や、大規模な事故など様々な災害への対応が求められている。

### 被害想定

#### 1 地震

##### 【山崎断層帯地震】

| マグニ<br>チュード | 最大<br>震度 | 建物全壊<br>棟数 | 建物半壊<br>棟数 | 死者数<br>(建物倒壊) | 避難者数<br>(1日後) |
|-------------|----------|------------|------------|---------------|---------------|
| 8.0         | 7        | 17,865棟    | 39,431棟    | 1,007人        | 182,111人      |

##### 【南海トラフ巨大地震】

| マグニ<br>チュード | 最大<br>震度 | 津波高<br>(2時間後) | 建物全壊<br>棟数 | 建物半壊<br>棟数 | 死者数  | 避難者数<br>(1日後) |
|-------------|----------|---------------|------------|------------|------|---------------|
| 9.1         | 6強       | 2.5m          | 2,033棟     | 15,133棟    | 435人 | 9,139人        |

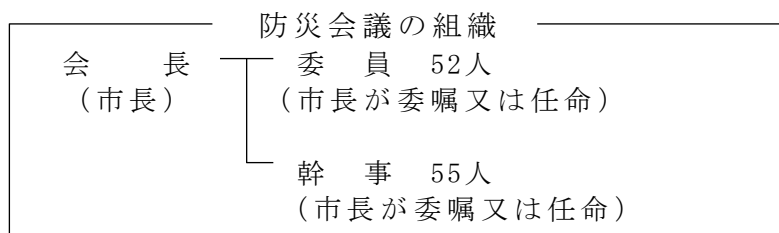
#### 2 風水害

| 区 分                       | 死者               | 負傷者 | 床上浸水   | 床下浸水    |
|---------------------------|------------------|-----|--------|---------|
| 昭和40年 台風23号<br>(強風・浸水害)   | 6人               | 14人 | 729棟   | 1,969棟  |
| 台風24号<br>(洪水・浸水害)         | 3人<br>(行方不明1人含む) | 0人  | 1,424棟 | 15,063棟 |
| 昭和51年 台風17号<br>(洪水・浸水害)   | 6人               | 4人  | 6,891棟 | 22,412棟 |
| 平成16年 台風16号<br>(強風・高潮浸水害) | 2人               | 10人 | 35棟    | 211棟    |

### 防災対策

#### 1 防災会議

地震、風水害等のあらゆる災害から市民の暮らしを守るため、災害対策基本法及び水防法の規定に基づき、姫路市防災会議を設置して地域防災計画を定め、これらの計画に基づき防災関係機関・市民等と密接な連絡調整を図るなど、災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制の確立に努めている。



## 2 地域防災計画の推進

姫路市地域防災計画は、災害対策について基本的な対応策及び方針を定めており、地震災害対策計画編、風水害等対策計画編、資料編で構成し、社会情勢の変化等にも考慮しながら、毎年見直しを行っている。

### (1) 地震対策

備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の整備を始め、自主防災組織の結成、姫路市地域防災貢献事業所登録制度の推進等により、地域防災力の向上を図るとともに、関係機関との災害時応援協定の締結や防災訓練の実施により、広域連携応援体制を整備している。

また、地震に伴う津波対策として、南海トラフ巨大地震により予想される震度分布や津波による浸水予想を示した津波ハザードマップを作成し、沿岸部の各世帯への全戸配布等により津波被害の軽減に取り組んでいる。

### (2) 風水害対策

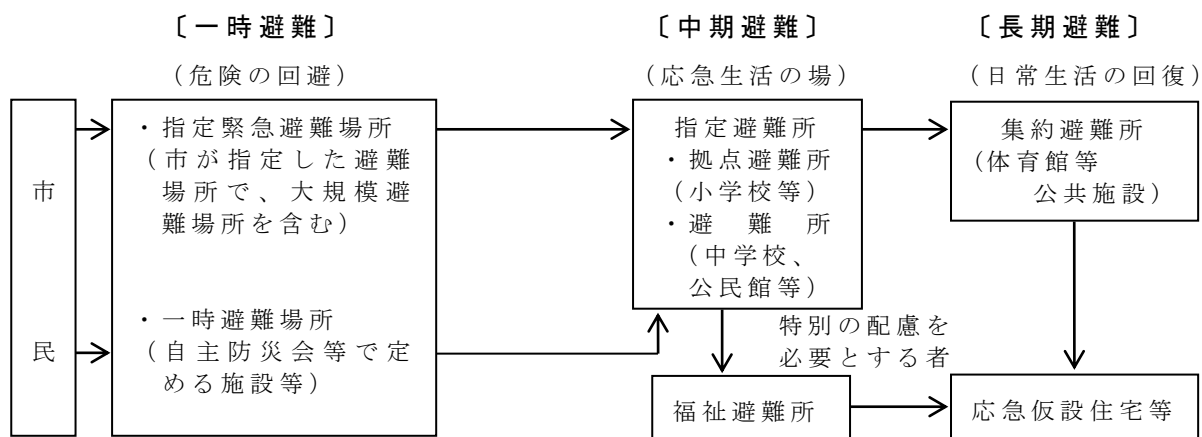
風水害時における避難行動の基本方針の策定、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの活用、浸水危険箇所の市部局での情報共有などを行っている。

## 3 災害応急体制の整備

### (1) 避難所の指定

避難所は、原則、小中学校や公民館等の公共施設を指定しているが、公共施設のない地域等（旧4町）については、地域の公民館等を指定している。

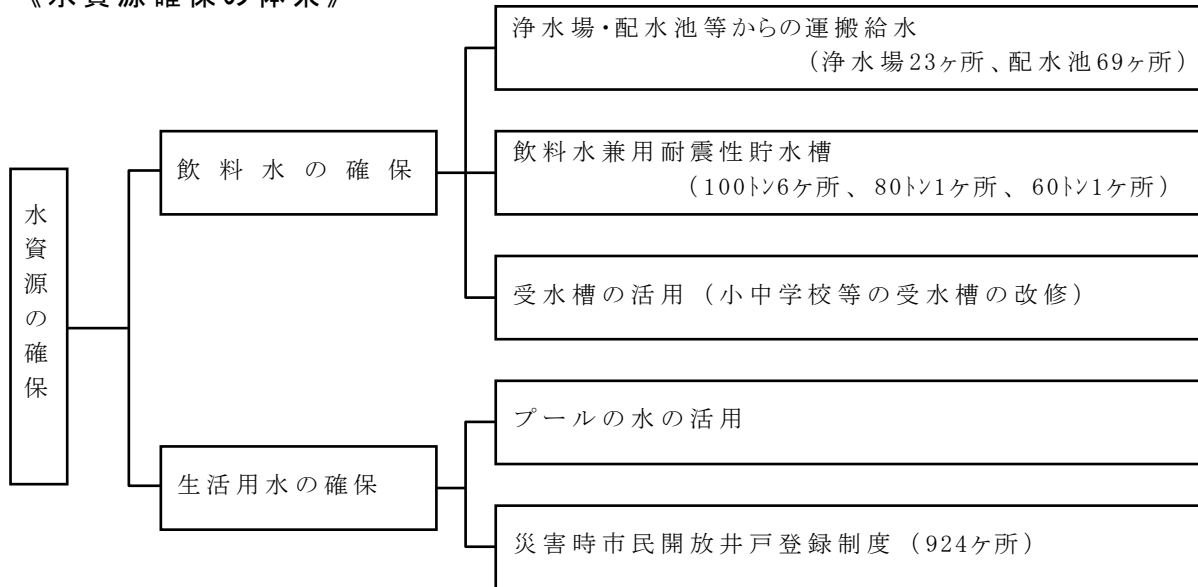
#### 《避難所の体系》



### (2) 水資源の確保

災害時には、浄水場、配水池等からの運搬給水により水資源を確保することを原則としているが、浄水場、配水池から離れた場所については、飲料水兼用耐震性貯水槽（100トン）を設置するとともに、市内の小中学校等95カ所の既設の受水槽から容易に取水できるよう改修するなど、飲料水を確保するための対策を進めている。

## 《水資源確保の体系》



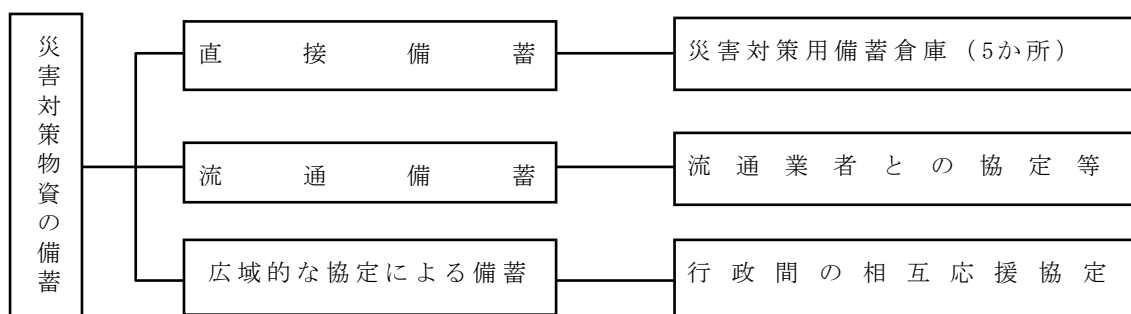
### (3) 災害対策物資の備蓄

備蓄物資の集中管理と災害時の計画的な配給を行うための備蓄拠点として、災害対策用備蓄倉庫及び防災倉庫等を設置している。

また、災害発生初期に備蓄倉庫から即時に物資の配布を行うことが被災状況によって困難になることも考えられるため、災害発生初期に必要な最小限の避難所用の物資を拠点避難所となる小学校等に配置するとともに、避難所運営業務がスムーズに行えるよう、市指定避難所に避難所開設用品を設置している。

さらに、行政間の相互応援協定や流通業者との応援協定等で確保することとしている。

## 《災害対策物資備蓄の体系》



## 《災害対策用備蓄倉庫及び防災倉庫等の設置状況》

(災害対策用備蓄倉庫 5箇所)

中央南部(津田公園)、西部(大津茂公民館北)、東部(球技スポーツセンター)、中央北部(安室公園)、北部(夢前福祉センターぱるむ)

(防災倉庫等 8箇所)

香寺事務所南倉庫、坊勢スポーツセンター倉庫、山之内防災倉庫、蒔野防災倉庫、安富町防災倉庫、宮置防災倉庫、安富町コミュニティ防災公園倉庫、網手備蓄倉庫

### 《協定の締結状況》

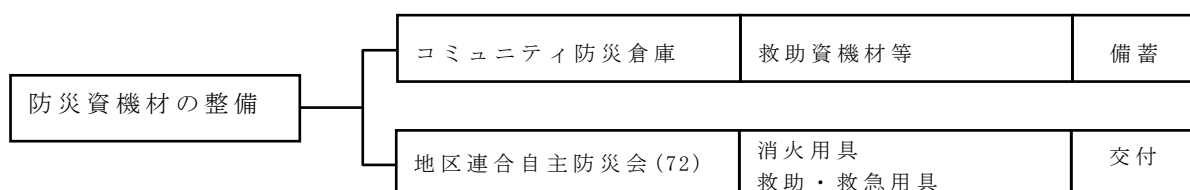
大規模な災害が発生し、被災都市のみでは十分な応急措置が実施できない場合に、職員の派遣、緊急物資や資機材の提供など相互に応援協力する協定を、他の自治体などと締結している。

### (4) 防災資機材の整備

災害時の市民の自主防災活動を支援するため、救出救助等使用する防災資機材を収納する防災倉庫をコミュニティ防災活動の拠点（連合自主防災会単位で1ヶ所整備、計72ヶ所）として設置している。

また、自主防災会に対して防災資機材を計画的に交付している。

### 《防災資機材整備の体系》



### (5) ハザードマップ等の作成

水害時における地域住民の速やかな避難行動の開始により、人的被害を最小限に食い止めるため、計画的に洪水ハザードマップを作成・配布している。

また、地域住民への説明会、出前講座等を通じ、洪水氾濫に対する意識をより一層高めている。

### 《洪水等ハザードマップの作成状況》

| 種 類         | 内 容                                                                             |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水ハザードマップ   | 平成17～19年度作成（市川、揖保川、夢前川、大津茂川、天川・八家川、船場川、西浜川）<br>令和2年度以降順次改訂（想定最大規模降雨の浸水想定区域への対応） |
| 津波ハザードマップ   | 平成19年度作成<br>平成26年度改訂                                                            |
| 高潮ハザードマップ   | 平成19年度作成                                                                        |
| 土砂災害ハザードマップ | 平成23、24年度作成<br>令和元年度以降順次改訂（土砂災害特別警戒区域を掲載）                                       |

### (6) 津波避難対策の推進

東日本大震災の津波被害を踏まえて設置した、「姫路市防災会議津波対策検討専門委員会」において、津波情報の伝達方法などについて検討を行い、地域防災計画に反映するとともに、津波ハザードマップの作成、エリアメールの導入、津波避難ビル等の指定、標高の表示、実践的な津波避難訓練の実施、町内版防災マップづくりなどに取り組んでいる。

### (7) 災害時における情報伝達の確立

災害時の情報提供については、携帯電話へのメールや地デジのデータ放送、ラジオ、ホームページ、同報系防災行政無線、自治会放送、広報車等により多角的、多重的な発信に努めている。

特に避難情報においては、平成24年4月から運用を開始した「ひめじ防災ネット」や緊急速報メール（エリアメール）等を有効に活用するなど、よりきめ細やかな情報発信に取り組んでいる。平成25年度にはJアラート（全国瞬時警報システム）からの情報を「ひめじ防災ネット」で自動発信し、FM GEN

K I・W I N KについてもJアラートからの情報を緊急放送として自動発信するシステムを構築している。さらに、平成29年度には、スマートフォン用アプリ「全国避難所ガイド」を活用して、災害時には最寄りの指定避難所へ誘導するほか、市からの避難情報や防災情報を提供している。（外国語対応）

#### (8) 防災行政無線の運用

市民への防災・行政情報の伝達手段として、防災行政無線を家島・夢前・香寺・安富町地域において運用しているが、既設のアナログ式防災行政無線については、法令の改正に伴い令和4年12月より使用できなくなるため、デジタル式防災行政無線の整備を進めている。

また、他部局との防災・行政情報の通信連絡手段として、IP無線機53台で運用している。

#### (9) 水防パトロール

国、県及び関係機関と合同で、河川やため池、土砂災害の危険箇所のパトロールを実施し、危険箇所の再確認を行っている。

#### (10) 事業所の地域防災体制

地域防災の貢献に意欲のある事業所（団体を含む）を、『姫路市地域防災貢献事業所』として登録・公表し、平常時から従業員や地域住民の防災意識の啓発を図るとともに、災害が発生した時には事業所の持つ能力を重要な防災力として活用するなど、地域防災力の向上を図っている。

登録事業所数 957事業所（平成31年3月末日現在）

#### (11) 災害時要援護者対策

##### ア 災害時要援護者支援事業について

市の委託により、自主防災会や民生委員・児童委員、消防団、社協支部等による「災害時要援護者地域支援協議会」を組織し、地域において災害時要援護者台帳を整備するとともに、平常時の見守りや具体的な避難支援行動の検討、避難支援訓練等を行っている。

##### ① 台帳登録の対象

- ・高齢者（一人暮らし、高齢者のみの世帯、寝たきり、認知症など）
- ・障害のある人（身体障害、知的障害、精神障害など）
- ・その他（難病の人、妊婦、日本語に不慣れな外国の人など）

##### イ 福祉避難所について

災害時に、介助や見守りなど特別な支援を必要とする高齢者や障害者等が安心して避難生活を送ることができるよう、保健福祉サービスセンターや特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所に指定している。

また、福祉避難所に関する各種協定を締結し、迅速で総合的な対応ができる体制を整えている。

##### ① 福祉避難所の指定

##### (ア) 対象施設

- ・公共施設（計19カ所）

保健福祉サービスセンター、特別支援学校、障害者福祉施設、老人福祉センター、養護老人ホーム等）

- ・民間施設（計53カ所）

特別養護老人ホーム、小規模多機能ホーム、軽費老人ホーム、障害者

支援施設、救護施設、ホテル

(イ) 受入れ対象者

高齢者、乳幼児、病弱者、障害者、妊産婦などの避難生活において何らかの特別な配慮を必要とするもの。

#### 4 市民参加による防災体制の確立

災害発生時に市民が的確な行動ができるよう、地震、大雨、台風等の災害に関する正しい知識や、防災対応等について、計画的に育成指導を行っている。

また、災害時に備えて、防災関係機関及び市民の協力のもとに各種の訓練を包含した総合的な防災訓練を計画的に実施している。

##### (1) 自主防災組織

昭和56年から自治会単位で実効性の高い自主防災組織づくりを推進し、平成31年3月末現在 926の自治会が結成している。

また、自主防災組織が的確に活動できるよう消火、避難通報、器具取扱、応急手当訓練指導をはじめ、講習会、映画会、施設見学等の研修を積極的に進めている。

##### 《自主防災組織結成状況》

| 地区数 | 自治会の結成状況 |              |         |        | 自主防災会結成数 |
|-----|----------|--------------|---------|--------|----------|
|     | 自治会総数    | 左のうち自主防災会結成数 | 世帯数     | 結成率    |          |
| 72  | 927      | 926          | 196,288 | 99.89% | 783      |

##### 《自主防災組織の訓練実施状況》

| 年度 | 対象数 | 参加人員   | 訓練     |         |        |       |        |        |       |         |        | 研修       |       | その他   |
|----|-----|--------|--------|---------|--------|-------|--------|--------|-------|---------|--------|----------|-------|-------|
|    |     |        | 消火訓練   | 消火栓取扱訓練 | 避難訓練   | 救出訓練  | 応急処置訓練 | 心肺蘇生法  | 炊出し訓練 | 避難所運営訓練 | 災害図上訓練 | 防災ビデオ映画会 | 防災講習  |       |
| 30 | 554 | 24,904 | 273    | 173     | 303    | 101   | 150    | 271    | 219   | 92      | 0      | 35       | 130   | 179   |
|    |     |        | 16,111 | 10,399  | 13,329 | 4,797 | 6,903  | 10,669 | 9,534 | 3,583   | 0      | 2,465    | 7,120 | 7,208 |

(上段：訓練回数、下段：参加延べ人数)

##### (2) 防災体制確立の体系

|                |              |                                           |
|----------------|--------------|-------------------------------------------|
| 市民参加による防災体制の確立 | 市民防災大学       | 地域の防災リーダーの育成、市民の防災意識の高揚                   |
|                | 防災スクール       | 若い世代の防災のつなぎ手、担い手の育成、防災意識の普及啓発             |
|                | 姫路市総合防災訓練    | 防災関係機関相互の連携、市民の防災行動力の向上                   |
|                | 避難所運営訓練      | 自主防災組織・学校・消防団・災害協定機関等と連携した訓練を通じた地域防災体制の確立 |
|                | 消防防災指導員の活用   | 自主防災組織の育成指導、備蓄物品・防災資機材点検管理                |
|                | 防災パンフレット等の配付 | 防災マップの全戸配付                                |
|                | 地域防災マップの作成   | 市民の自衛意識と連帯感の高揚を目的として実施                    |

### (3) 市民防災大学

平成9年度より、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、市民や自主防災組織のリーダーを対象に、気象・地震・洪水・応急救護の実技等を内容とする、市民防災大学を開催し、防災意識の普及や啓発を図っている。

### (4) 防災スクール

地域の自主防災組織をサポートできる若い世代として、市内の中学生を対象にした防災スクールを開催し、防災意識の普及啓発及び若い世代間の連携を図り、次世代の防災のつなぎ手、担い手を育成している。

### (5) 総合防災訓練

大地震による都市型災害を想定し、行政・自主防災組織・ボランティア・防災関係機関等の連携・相互協働のもと、それぞれの役割に応じた最も効果的で迅速かつ的確な応急態勢の確立と地域住民の防災意識の高揚と自主防災力の向上を図るため、毎年テーマを決めて総合的な防災訓練を実施している。

### (6) 避難所運営訓練

自主防災組織は「自らの生命、自らのまちは自ら守る」をスローガンに結成され、自主的に避難、初期消火、応急救護などの訓練を実施している。

しかし、阪神・淡路大震災のように長期にわたって避難生活を余儀なくされる場合、その運営にあたっては様々な困難が予想される。

この訓練での体験を通じて、その問題点を明らかにし、災害発生時の拠点避難所の運営を円滑にするとともに、自主防災組織を中心とした住民の連携強化とそれぞれの役割分担を明らかにすることを目的として実施している。

### (7) 市政出前講座

市民の防災意識の向上のため、職員・消防防災救急指導員等が公民館等に出向き、災害に関する正しい知識、防災対応等について講話する市政出前講座を開催している。（平成30年 45回 2,793人）

### (8) 市民啓発

① ひめじ防災ネット 登録者29,060人（平成31年3月末日現在）

② 自主防災組織の災害対応手引き【風水害編】:H23年12月に各自主防災会に配布

③ 避難所運営啓発パンフレット(姫路市避難所運営のポイント):6,000部作成  
・平成30年5月 各自治会、市避難所担当職員、市関係部局等へ配布。  
・平成30年7月 各指定避難所、民生委員・児童委員、消防団等へ配布。

### (9) 町内版防災マップづくりの推進

住民同士が互いに話し合い、地域の危険性を知った上で、自主的な避難方法や避難所の確認など地域の実情に応じた「防災マップ」を作成することを目的に町内版防災マップづくりを推進している。

これにより、災害時の被害を軽減させるとともに、自主防災活動を促進させ、地域の防災力の強化を図っている。

## 5 広域防災体制の確立

### (1) 防災担当事務主管者会議の開催

「西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」及び「播磨広域防災連携協定」により構成市町が協同の精神に基づき、緊密な連携体制を確立し、広域防災力の向上を図っている。

## (2) 兵庫県・播磨広域合同防災訓練

兵庫県及び播磨広域連携協議会の主催により、防災関係機関・団体、自主防災組織等が相互に連携した総合防災訓練を実施し、応急対策に関する確認・検証を行うとともに、防災関係機関の連携強化、防災意識の高揚を図っている。

## (3) 西播磨地域及び播磨広域防災総合訓練

山崎断層を擁する播磨において、阪神・淡路大震災の教訓等を踏まえ、防災対策や危機管理体制の向上を図るため、防災関係機関等の協力を得て、「西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」及び「播磨広域防災連携協定」に基づき訓練を実施している。

この訓練を通じて、行政相互間、防災関係機関相互間の有機的かつ緊密な連携の確立、災害発生時における自衛隊、警察及び消防の相互応援体制の検証を行うとともに、地域住民一人ひとりの自主防災意識の高揚を図っている。

## (4) 広域情報伝達訓練

播磨地域13市9町及び各県民局の防災担当者が、広域情報収集伝達要領、広域応援要請要領等に基づき、実災害に備えた情報伝達訓練を実施している。

# 今後の取り組み

平成30年7月豪雨を受け、国は住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の防災意識の高い社会の構築に向けた取組を実施するため、避難勧告等に関するガイドラインの見直しを行った。

## 1 避難意識の向上

避難意識の向上、円滑な避難行動の促進のために、ハザードマップ等を活用した災害リスクの把握、個人や地域の実情に応じた避難のタイミングや避難経路などについて、住民自らがあらかじめ検討し、災害時に活用していただくことを目的とした、姫路市版携帯・災害避難カード「命のパスポート」を配布し、住民自身による適時適切な避難行動に繋げていく。

また、土砂災害ハザードマップ及び洪水ハザードマップについては、令和元年度以降に順次改訂を予定している。



## 2 地域防災力の強化

住民主体の防災対策への転換を図り、日頃からの自主防災組織の活性化や、災害時の安全・的確かつ迅速な活動など、自主防災組織の実践的な活動による地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の災害対応手引きの改訂を行った。

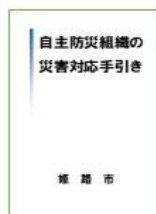
災害対応手引きは、市政出前講座や市民防災大学、防災訓練などを活用して、市民への周知を図る。

### 【概要版】自主防災組織の災害対応手引き

#### 目 的

自主防災組織の実践的な活動により  
地域防災力の向上を図る

- ・ 日頃からの防災活動の活性化
- ・ 災害時の安全・的確かつ迅速な活動



#### 構 成

- ◆ はじめに
- ◆ 自主防災組織の役割
- ◆ 平常時の活動
- ◆ 災害時の活動
  - ・ 地震編
  - ・ 津波を伴う地震編
  - ・ 風水害、高潮及び土砂災害編
  - ・ 災害が収束したら
- ◆ 資料編
- ◆ 参考様式編

### 3 災害時の情報発信の多重化

災害時の情報発信については、ひめじ防災ネット、ひめじ防災Web、防災アプリ全国避難所ガイド、FMゲンキ、姫路ケーブルテレビ、テレビのデータ放送、ツイッター、旧町域での防災行政無線など様々な情報発信ツールを活用して行なっている。

法令の改正に伴い、旧町域のアナログ防災行政無線が令和4年12月から使用できなくなることから、全市域を対象にデジタル防災行政無線の再整備を行い、情報伝達手段の強化を図る。

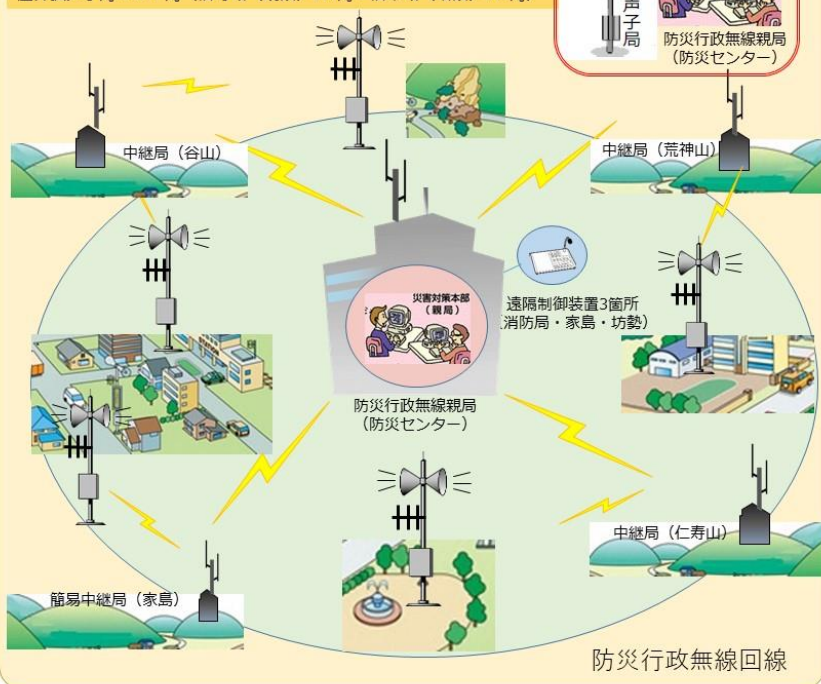
また、様々な情報発信ツールと連携することにより、各ツールの一斉送信を可能にするなど迅速な情報発信に取り組むとともに、防災行政無線の放送を聞き逃した方や高齢者の方などに配慮し、「聞き直しサービス」や「登録制電話配信サービス」「登録制ファックス配信サービス」などの情報弱者対策にも取り組んでいく。

**防災行政無線を基幹としたより確実な情報伝達へ！**

#### 姫路市防災行政無線再整備事業 (イメージ図)

##### 再整備概要 (アナログ→デジタルへ)

親局 1 局 (防災センター)  
中継局 3 局 (仁寿山、谷山、荒神山)  
簡易中継局 1 局 (家島)  
再送信子局 6 局  
遠隔制御装置 3 箇所 (消防局、家島、坊勢)  
屋外拡声子局 4 2 1 局 (旧町域 (既設) 207 局 + 旧市域 (増設) 214 局)



事業期間：2019年～2021年3月 (2カ年)

- ・旧市域に屋外拡声子局を増設！
- ・情報伝達手段の強化！
- ・要配慮者へも情報を！

##### 連携

##### 携帯電話回線

- ・緊急速報メール・エリアメール
- ・登録制メール「ひめじ防災ネット」
- ・ツイッター
- ・防災アプリ「全国避難所ガイド」

##### 放送波

コミュニティFM  
「FM GENKI」79.3MHz

##### 光回線

姫路ケーブルテレビ  
「WINK」  
「FM告知端末」

##### インターネット回線

- ・市ホームページ
- ・Twitter
- ・地域SNS「ひよこむ」

##### 電話回線

- ・放送聴き直し  
デレフォンサービス
- ・登録制電話配信サービス
- ・登録制FAX配信サービス

## 《 交通安全業務 》

姫路市内の人身交通事故発生件数は、年々減少しているものの、人口1万人当りの同発生件数の多い県内の市区町の上位に位置していることから、安全で安心して暮らせる交通事故のない姫路を目指し、警察や交通安全協会等の関係機関・団体と連携しながら、各種の交通安全対策を実施している。

### 主な内容

#### 1 姫路市交通安全対策会議

交通安全対策基本法に基づく「姫路市交通安全計画」を策定（5年毎）し、それに基づく各年度の「姫路市交通安全実施計画」を定めている。

また、第10次姫路市交通安全計画（平成28年度～令和2年度）に基づき、単年度ごとに姫路市交通安全実施計画を作成し実施している。

#### 2 姫路市交通災害絶滅対策本部

市長を本部長に、各警察署長等、交通安全対策に関係のある行政機関、事業所および各種団体の長、役員等で構成している。

本部会議を開催し、交通災害絶滅対策事務連絡会で審議した交通安全対策事業報告書の報告と、交通災害絶滅運動実施要綱（案）の承認を受ける。

姫路市交通安全功労者・団体を選定し、姫路市安全安心市民大会において感謝状の贈呈を行う。

#### 3 交通安全教室の開催

小学生や園児に対し、正しい交通ルールや交通安全知識の普及・啓発を図るため、交通安全教室を開催している。

また、主に自転車通学許可を行っている中学校に対し、自転車安全運転教室の開催や、高校の新1年生を対象に自転車交通安全講習を開催するなど、交通ルールの普及と利用マナーの向上を図っている。



#### 4 高齢者の交通安全対策

高齢者の交通事故防止のため、高齢者交通安全教室を実施し、高齢者に対する交通安全意識の高揚を図っている。

教室の開催にあたっては、俊敏性測定機器「クイック・アーム」を活用した参加体験型の交通安全教室として開催している。



#### 5 交通安全運動

四季の交通安全運動の啓発チラシ・ポスターを作製し、警察、交通安全協会、市内事業所、自治会、学校等に配布（チラシ24,000枚・ポスター4,500枚作製）している。運動初日には、初日啓発活動を行い、交通安全意識の高揚を図っている。

また、シートベルト着用キャンペーン、飲酒運転根絶キャンペーン等を警察、交通安全協会と共に行っている。

## 《 防犯業務 》

近年、市内の刑法犯罪認知件数は減少傾向にある一方、依然として子どもへの声かけ事案等が発生し子どもを取り巻く環境への不安が続くなど、未だ治安に対して不安を抱く市民が少なくない。犯罪などの事件や不安をなくし、誰もが明るく住みよい姫路が体感できるように、各種の事業を実施している。

### 主な内容

#### 1 姫路市民等の安全と安心を推進する条例

市民が迷惑を被る新たなタイプの犯罪や不良行為などから市民生活を守るために平成 13 年に制定し、平成 20 年 3 月に一部改正した。また、同年 11 月には、暴走行為助長等重点禁止区域を拡大した。更に新駅ビルやキャッスルガーデン等が供用開始され、概ね姫路駅周辺整備事業が完了したことに伴い、平成 25 年 6 月 1 日より同区域を拡大した。

〈内容〉

- ・市と市民等および事業者が互いに協力し安全で安心な地域をつくること
- ・姫路市安全安心推進協議会の設置
- ・暴走行為を助長する行為等の禁止
- ・祭礼等に際して、刺しゅう入り服を着用し 2 人以上共同し騒いで公衆に不安を覚えさせた場合に市長が中止・退去命令
- ・暴走行為助長等重点禁止区域の指定と罰則

#### 2 姫路市暴力団排除条例

平成 25 年 4 月 1 日から条例を施行し、暴力団による不当な影響を排除し、安全で安心な市民生活を確保するため、県警等の関係機関と連携を図りながら、市、市民及び事業者が協力して、暴力団排除を行う。

〈暴力団排除に向けた主な取り組み〉

- ・市が行う事務及び事業、公の施設の利用、祭礼・興業等からそれぞれ排除
- ・暴力団の威力を利用することの禁止等

#### 3 こども見守り隊事業

学校及び子どもの安全を地域全体で見守る活動を支援する。

- ・事業主体：地区連合自治会等
- ・事業内容：防犯パトロール（青色回転灯装備車を含む。）、保護立番、防犯情報の発信及び伝達、用品の購入、防犯意識の啓発、防犯マップ・こども 110 番の家の旗の作成及び更新等を実施する。



- 4 安全安心まちづくりサポーター制度（５の「見守りウォーキング」に移行予定）  
防犯活動や交通安全活動等に関心を持つ市民や事業所等による地域ボランティア活動  
活動内容：ボランティアパトロールの実施、安全安心にかかる情報の提供等

- 5 見守りウォーキング（令和元年 10 月 1 日から実施予定）  
普段のウォーキングを通じて、地域の安全と安心を見守るボランティア活動  
・無理なく継続した活動と健康増進、幅広い年齢層の活動、担い手の裾野の拡大  
・活動内容：ウォーキングしながら、子どもや高齢者の見守り

- 6 安全安心パトロールカーの運行  
・青色回転灯を装備したパトロールカーによる、  
通学路を中心としたパトロールの実施  
・警察ＯＢの乗務による対応力の強化と安全安心に  
関する情報・要望の収集や防犯意識の広報・啓発



- 7 「こども 110 番のくるま」の運行  
市の公用車に「こども 110 番のくるま」のステッカーを貼付し、通常業務を通じて市民への防犯意識の啓発や犯罪の未然防止を図るとともに、  
犯罪の発生時にはこどもの緊急避難場所として活用し  
関係機関等への連絡を行う。



- 8 姫路魚町・塩町地区安全安心まちづくり協議会  
安全で安心な繁華街「魚町・塩町地区」のまちづくりを推進するため、地元自治会、警察、行政、その他関係機関で構成しており、安全安心活動を実施している。  
主な活動：防犯パトロール、夜間実態調査、ビルオーナー会議の開催



- 9 姫路市防犯カメラ設置補助事業  
自治会等の地域団体が行う防犯カメラ設置を促進し、地域の見守り力の向上を図るため、地域安全まちづくり活動を防犯設備面から支援する。なお、地域でプライバシー等にかかるトラブルが発生しないよう、自治会の総会などで住民の合意形成した上で設置する。

- 10 姫路市犯罪被害者等支援条例  
平成 23 年 4 月 1 日から条例を施行し、姫路市民が突発的な事件に遭遇した場合のセーフティネットとして、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を総合的に推進し、市民が安全に安心して住み続けられ、互いに支え合う地域社会の実現を目指す。  
具体的な支援策：相談窓口の設置、各種の情報提供、見舞金の支給